# 平成２５年第５回美幌町議会定例会会議録

平成２５年　９月１７日　開会
平成２５年　９月１９日　閉会

## 平成２５年　９月１７日　第１号

**○議事日程**

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
（諸般の報告）
日程第　３　行政報告
日程第　４　一般質問
１３番　大　原　　昇　君
３番　中　嶋　すみ江　君
６番　松　浦　和　浩　君
４番　上　杉　晃　央　君
１１番　橋　本　博　之　君

**○出席議員**

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番　新　鞍　峯　雄　君 | | ２番　大　江　道　男　君 | |
| ３番　中　嶋　すみ江　君 | | ４番　上　杉　晃　央　君 | |
| ５番　早　瀬　仁　志　君 | | ６番　松　浦　和　浩　君 | |
| ８番　岡　本　美代子　君 | 副議長 | ９番　坂　田　美栄子　君 | |
| １０番　吉　住　博　幸　君 | | １１番　橋　本　博　之　君 | |
| １２番　宗　像　密　琇　君 | | １３番　大　原　　昇　君 | |
| 議　長１４番　古　舘　繁　夫　君 | | | |

**○欠席議員**

**○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明者**

| | |
|---|---|
| 美幌町長　土谷耕治君 | 教育委員会委員長　沖田　滋君 |
| 農業委員会会長　鈴木幸往君 | 選挙管理委員会委員長　松本光伸君 |
| 監査委員　髙木　清君 | |

**○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明者**

| | |
|---|---|
| 副町長　染谷　良君 | 総務部長　平井雄二君 |
| 民生部長　藤原豪二君 | 経済部長　広島　学君 |
| 建設水道部長　磯野憲二君 | 病院事務長　大村英則君 |
| 会計管理者　植木恒則君 | 事務連絡室長　糸屋定春君 |
| 総務主幹　田村圭一君 | 電算主幹　河端　勲君 |
| まちづくり主幹　小西　守君 | 財務主幹　矢萩　浩君 |
| 契約財産主幹　村田純一君 | 税務主幹　田中三智雄君 |
| 環境生活主幹　石坂　聡君 | 児童支援主幹　武田孝司君 |
| 福祉主幹　谷川明弘君 | 健康推進主幹　佐藤和恵君 |
| 農政主幹　但馬憲司君 | 公社主幹　門別孝志君 |
| 耕地林務主幹　伊成博次君 | 商工観光主幹　小室秀隆君 |
| 建設主幹　高橋利明君 | 建築主幹　露口哲也君 |
| 水道主幹　澤畠雅俊君 | 病院総務主幹　橋本美典君 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務連絡室次長 | 中村俊文君 | 教育長 | 平野浩司君 |
| 教育部長 | 高木恵一君 | 学校教育主幹 | 小室保男君 |
| 学校給食主幹 | 石田勇一君 | 社会教育主幹 | 荒井紀光子君 |
| スポーツ振興主幹 | 佐藤修君 | 農委事務局長 | 岩田憲次君 |
| 選管事務局長<br>監査委員室長 | 石澤憲君 | | |

**○議会事務局出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 馬場博美君 | 次長 | 那須清二君 |
| 議事係長 | 水上修一君 | 庶務係 | 猪本郁君 |

午前１０時００分　開会

**◎開会・開議宣告**

**○議長（古舘繁夫君）**　おはようございます。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、平成２５年第５回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

**◎日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（古舘繁夫君）**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１０番吉住博幸さん、１１番橋本博之さんを指名します。

---

**◎日程第２　会期の決定**

**○議長（古舘繁夫君）**　日程第２　会期の決定についてを議題とします。

去る９月１１日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

１０番吉住博幸さん。

**○１０番（吉住博幸君）**〔登壇〕　平成２５年第５回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る９月１１日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、人事案件２件、議案８件、決算認定８件、意見書案４件、報告事項４件外であります。

本日、９月１７日、第１日目は、まず町長から行政報告があります。その後、一般質問に入りますが、通告順に大原昇さん、中嶋すみ江さん、松浦和浩さん、上杉晃央さん、橋本博之さんの５名を予定しています。

第２日目、９月１８日は前日に引き続き一般質問を行い、私、吉住博幸、坂田美栄子さん、大江道男さん、岡本美代子さんの４名を予定しています。

その後、議案審議へと入り、同意第４号美幌町教育委員会委員の任命についてから議案第９４号美幌町暴力団の排除の推進に関する条例の制定についてまでを審議します。

第３日目、９月１９日は議案第９５号平成２５年度美幌町一般会計補正予算（第５号）についてから議案第９９号平成２５年度美幌町病院事業会計補正予算（第１号）についてまで審議を行います。

その後、認定第１号平成２４年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第８号平成２４年度美幌町病院事業会計決算認定についてまでの平成２４年度各会計決算認定については、一般会計等及び企業会計の二つの決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、閉会中の継続審査とします。

次に、今定例会において意見書の提出を求める要請、陳情を５件受理していますので、その取り扱いについて報告いたします。

全国森林環境税創設促進議員連盟からの森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書対策に関する陳情、北海道高等学校教職員組合連合会及び全北海道教職員組合からの教育費無償化の前進を求める意見書採択の要請、北海道町村議会議長会からの道州制導入に断固反対する意見所採択の要請、北海道自治体労働組合連合からの地方財政の拡充に関する意見書採択を求める陳情、以上の４件についてはそれぞれ意見書を作成し、国等の関係機関へ提出することにいたします。

また、北海道高等学校教職員組合連合会及び全北海道教職員組合からの希望する教職員全員の再任用と必要な交付追加措置の意見書対策を求める陳情については、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり、審議を進めることとし、会期を本日９月１７日から９月１９日までの３日間とします。

なお、今定例会から一般質問を行う際に、議場内において質問する演題席及び事務局席に一般質問をする議員の持ち時間を管理するための機器を設置しておりますので、御承知おきください。

また、審議の進行状況によっては日程を順次変更する場合もありますので、議員及び行政職各位におかれましては、理解と協力をお願いいたします。

改めまして、慎重なる審議に皆様の協力をお願するとともに、行政職職員の皆様には真摯な答弁、丁寧な答弁等に心がけるように対応申し上げて、議会運営委員会の委員長としての報告といたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長からの報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から９月１９日までの３日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（古舘繁夫君）**　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月１９日までの３日間と決定しました。

---

**◎諸般の報告**

**○議長（古舘繁夫君）**　諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

**○事務局長（馬場博美君）**　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、鈴木農業委員会会長、松本選挙管理委員会委員長、明日以降、欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

**◎日程第３　行政報告**

**○議長（古舘繁夫君）**　日程第３　行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

**○町長（土谷耕治君）**〔登壇〕　本日、ここに平成２５年第５回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第１に職員の人事異動の発令についてであります。

去る７月２２日付及び８月１日付をもって人事異動の発令をいたしたところでありますが、今回の異動は職員の出産に伴う配置がえにより１名、６月退職者の補充並びに町立国民健康保険病院看護師の補充により、新規採用職員２名の発令をいたしたところであります。

第２に、大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援協定書の締結についてであります。

一昨年に発生した東日本大震災により、防衛省は陸海空で１０万人を超える自衛隊員の派遣を決定し、陸上自衛隊美幌駐屯地からも４７０名の隊員が約３カ月に及び派遣され、過酷な状況の中で行方不明者の捜索、被災者の救出、救護及び生活支援の対応などの支援活動を行ったところであります。

しかしながら、派遣隊員の中には子弟を持つ隊員が多数派遣され、加えて派遣時期が児童生徒などの卒業及び入学時期に重なったこともあり、先が見えない中での派遣は隊員にとって大きな不安を抱えながらの任務となり、残された家族においても日常生活の心配事や不安解消の相談、支援を望む声が美幌駐屯地を初め全国から出されておりました。

このような状況の中、駐屯地及び基地所在の地元自治体においても可能な範囲で派遣隊員及び留守家族への支援などを行ってきたところでありますが、この大震災を通じて自衛隊と共存、共栄するまちづくりをさらに推進するために、平素から派遣隊員の留守家族に対する支援体制を構築する必要があるという教訓を得たところであります。

このような東日本大震災の教訓を受けて美幌町は大規模災害等が発生し、美幌駐屯地等に所属する隊員が災害対象等のために派遣される際、派遣された隊員が安心して派遣活動などの任務に従事できるようにするため、派遣隊員の留守家族に対して行う支援内容を定めた大規模災害時等における留守家族支援に関する協定を５月２９日に美幌駐屯地と締結したところであります。

さらに、美幌駐屯地隊区内の自治体が一体となって、美幌駐屯地を支援することを目的として、美幌駐屯地と美幌駐屯地隊区内２市８町による支援協定を７月１５日に締結したところであり、隊区内全自治体が連携した支援協定については、全国で初となるものであります。

陸上自衛隊美幌駐屯部隊は美幌町にとってなくてはならない存在であり、さらに自衛隊員は地域の一員としての役割を果たすなど、まちづくりや地域経済等に極めて大きな影響を与えていることから、自衛隊が配備され、活動できる体制をつくることが重要であると考えているところであります。

今後とも陸上自衛隊美幌駐屯部隊の充実発展のため、隊区内自治体並びに関係機関、団体と連携を図りながら、その活動を支えてまいる所存であります。

第３にみとみ公園支障木伐採に伴う高圧線断線事故についてであります。

去る８月９日、午前１０時４３分ごろ、町職員がみとみ公園内の支障木の伐採作業に当たっていたところ、伐採木により北海道電力の高圧送電線を断線し、野崎、美富の一部地域において２１８戸が停電する事故が発生したところであります。

事故当時は、高圧線付近で１名が高所作業車及び大型クレーンを使用し、高所部分の伐採を行い、２名が伐倒を行っていたところであり、樹高２８メートル、直径４８センチメートルのカラマツを受け口及びくさびを使用して伐倒作業をしていたところ、強風により南側に倒す予定の流木がくさびでは持ち切れず、北側の送電線側に倒れてしまったために起こった事故であります。

事故後、直ちに北海道電力北見支店に連絡し、関係者と事故処理対応を行うとともに停電となった町民へ職員が個別訪問により説明を行ったところであります。

その後、午後１時４３分に復旧したところでありますが、町民の皆様に大変な御迷惑をおかけしましたことに対して、心からおわびを申し上げる次第でございます。

今後、二度とこのような事故が起こらないように安全管理の徹底を図ってまいります。

第４に８月３１日現在の建設工事進捗状況についてであります。提出しております参考資料のとおり、今年度に計画しております工事件数４３件のうち、土木工事９件、建築工事７件、上水道工事７件、公共下水道工事１件、浄化槽工事６件の計３０件の発注をいたし、消化率では件数で６９．８％、工事額で６３．４％となっております。

また、繰越明許費による土木工事６件につきまして今月中に発注する予定となっております。

第５に、農作物の生育状況についてであります。

６月は４月下旬から５月中旬までの低温と日照不足から一転し、前半は高気圧に覆われた晴れた日が続き、後半は気圧の谷や寒気の影響により曇りや雨、低温となった日もありましたが、積算平均気温は平年を上回り、積算日照時間は平年を大きく上回りました。

７月は晴れた日が多く、積算平均気温及び積算日照時間は平年を大きく上回りましたが、極端な小雨となり、積算降水量は平年を

大きく下回りました。

８月は中旬までは晴れ、または曇りの日が数日の周期で変化し、１０日には気圧の谷の影響により強い雨が降りましたが、期間を通して小雨となり、積算降水量は平年を大きく下回りました。

このような気象状況から、各作物の８月１日現在の生育状況は水稲は７月以降も高温多照で生育が進み、平年並みで５日早いであります。

秋まき小麦の収穫作業は平年並みに収量しましたが、平年より穂数が少なく、４月以降の高温小雨による乾燥状態が続いたことにより、穂を出し開花、受粉してから成熟するまでの登熟期間が短くなったことから、収量は平年を下回る見込みであります。

春まき小麦は収穫作業が平年より早まりましたが、播種がおくれた圃場では登熟がおくれており、生育状況はやや不良で、６日早いであります。

てん菜は移植の遅れが影響し、生育期間が短くなっていることに加え、高温小雨の影響により根部の肥大が緩慢となっており、不良で１２日遅いであります。

バレイショは、茎長、茎数が平年を下回り、高温小雨の影響により塊茎の肥大が緩慢となっており、不良で６日遅いであります。

タマネギは球茎が平年を下回っており、倒伏が平年より早まりやや不良で５日早いであります。

豆類は、７月以降の高温により生育が進み、大豆はやや良で５日早い、小豆は良で６日早い、菜豆はやや良で５日早いであります。

サイレージ用トウモロコシは平年並みで２日早いであります。

牧草は小雨により生育が停滞しており、不良で１２日遅いであります。

なお、６月から８月１５日までにおける気温、降水量、日照時間については、参考資料のとおりであります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

人事案件について。

まず、本町教育委員会委員加藤哲彦氏は、今年９月２７日をもって任期満了となりますので、引き続き加藤哲彦氏を任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

次に、本町職員懲戒審査委員会委員森一也氏、石澤敦子氏、平井雄二氏は、本年９月２９日をもって任期満了となりますので、引き続き森一也氏、平井雄二氏を、また石澤敦子氏の後任に久山祥子氏を任命いたしたく御同意を賜りたいのであります。

町道路線の認定について。

議案第９２号町道路線の認定については、宅地造成開発行為により設置された道路が町に帰属されため、第６７７号道路として新たに認定を行おうとするものであります。

規約の変更について。

議案第９３号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、住民基本台帳法の一部改正等に伴い、規約を変更しようとするものであります。

条例の制定について。

議案第９４号美幌町暴力団の排除の推進に関する条例の制定については、町民の安全で平穏な生活を確保し、美幌町における地域経済の発展に寄与するため、暴力団の排除を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

各会計補正予算について。

まず一般会計の主なものとしては、学校給食センター食管洗浄機借上料にかかる債務負担行為補正として１，４６４万８，０００円、地域づくり総合交付金による間接補助金である「オホーツク玉ねぎＧＡＰ取得推進事業補助金」として２，９７０万円、美幌田中地区、美幌豊永地区道営畑地帯総合土地改良事業分担金として１，３９２万５，０００円、交流促進センター泉源改修工事費等として１，１０５万５，０００円、美幌東陽、旭小学校トイレ洋式化工事として１，７６９万９，０００円、混乗スクールバス購入費として１，７

０９万５，０００円などの補正を行おうとするものであります。

次に、特別会計及び企業会計についてでありますが、国民健康保険特別会計については、額の確定に伴う後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金及び平成２４年度補助金の確定による返還金を、介護保険特別会計については、平成２４年度介護給付費地域支援事業費の精算による財源調整並びに国庫負担金等の返還金などを個別排水処理特別会計については消費税額確定に伴う所要額を、病院事業会計については退職手当組合負担金などの補正を行おうとするものであります。

決算認定について、平成２４年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計について監査委員の決算審査が終了いたしましたので、議会の承認を賜りたいのであります。

報告事項について。

報告第９号健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、監査委員の意見を付し報告いたします。

報告第１０号資金不足比率については、公営企業にかかるもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の意見を付し報告いたします。

なお、細部については後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げ、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　これで、行政報告を終わります。

---

**◎日程第４　一般質問**

**○議長（古舘繁夫君）**　日程第４　一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**〔登壇〕　さきに通告してあります４点。

１点目、農業行政について、２点目、教育行政について、３点目、自衛隊陳情について、４点目、住民活動について、４点、４項目について質問したいと思います。

まず１点目、農業行政についてであります。

まず、農業災害融資についてであります。昨年１０月から、ことし５月ごろまでの長雨、雪の影響で農家の道路、畑地などの被害が甚大であり、地域的にも広範囲にわたっていました。

１件の被害額も１００万円単位の被害であり、個人負担も大きく、さらにここ数年、天候不順により畑作産品を主要作物とする農家の売り上げも減り、経済的にも厳しく、こうした状況の中で道路、畑地修繕を補助的なものもなく、各個人が経済的に苦しみながら補修、修繕をしている状態であります。

このままでは美幌の中心産業である農業の衰退に拍車をかけるのではないかと懸念しているところであります。

町の農業を守るためにも自然災害などによる被害への融資の利子補給、または工事費の一部助成などを行う考えはないでしょうか。

２点目、教育行政美幌高校支援についてであります。

３年前、美幌高校、美幌農業高校の再編統合につきましては、町内の関係機関、団体などの美幌両高校の存続活動の努力により美幌高校、美幌農業高校の統合という形で現在に至っております。

美幌高校では、生徒募集活動に関しても努力をし生徒確保に努めております。美幌高校には全国でも少ない農業学科があり、それぞれの部活、発表会などでも全国で活躍し、名をはせているところであります。

このような中で、管外、道外からも美幌高校で学びたいという思いの生徒たちが寮生活をしながら学業に励んでおります。

今後、美幌高校は地域密着の美幌高校、魅力のある美幌高校を目指していく中で、町と

しても何らかの支援をしていくことが必要と考えますが、次の点についてお伺いいたします。

一つ目、生徒確保のため今まで行ってきた対応策と今後の支援策は考えているのか。

二つ目、管外、道外から入学している生徒への支援することの考えはないでしょうか。

３点目、美幌高校の卒業生が地元美幌に就職などで残れる支援の考えはあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

３点目、自衛隊陳情北海道駐屯地連絡協議会と美幌駐屯地部隊充実整備期成会の活動についてであります。

８月に北部方面総監から陸上幕僚長になられた岩田清文氏が、「北海道は訓練地には最適地である」とコメントを出されました。この発言を受け、町長が副会長を務める北海道駐屯地連絡協議会でオール北海道として防衛省にどのように発信し、活動していくのかお伺いします。

４点目、住民活動について、自治会館についてであります。

昨年、６月定例会で質問しました自治会館の管理運営についてであります。農村部の自治会館の管理運営は、農家戸数の減少、会館医の老朽化などにより、会館の補修費、光熱水費などの出費がかさむ一方で、自治会館を運営する自治会費が農家戸数の減少により収入減になっております。

そのため、自治会館の管理運営は非常に苦しい中で行っている現状であるため、町で光熱水費などの補助を考えることはできないかという趣旨の質問をさせていただきました。

町長答弁は維持経費、利用実態の把握をしていないので、実態調査をし検討するとの答弁でした。その答弁をいただいてから１年３カ月経過しましたが、どこまで進んでいるのかがいまだに不明であります。

そこでお伺いいたします。一つ目、実態調査の指示を出したのか。指示後の作業確認はしていたのか。

二つ目、答弁から１年以上たつのに部署の動きが怠慢なのではないのか。

三つ目、調査結果の分析をしたのか、その結果をどのように生かすのか、以上であります。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**〔登壇〕　大原議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

教育行政について、美幌高校の支援についての１、２については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、農業行政について、農業災害融資についてでありますが、近年の異常気象の発生により全国各地で農作物を初め、農地、農業用施設などに多大な被害が生じています。

特に最近のゲリラ豪雨は、美幌町内においても局地的、または広範囲にわたって頻繁に発生していることから、発生の都度の農地被害及び崩落調査、明渠排水路の土砂流出の調査を行うとともに、被害があればＪＡびほろなどの関係機関に連絡し、対応しているところであります。

御質問の長雨や雪の影響による農家の道路及び農地の被害についてでありますが、一部の被害農家につきましてはＪＡびほろに被害の状況や復旧について相談をされているところでありますが、補助事業につきましては国の災害指定を受けることにより、復旧工事が可能であるものの、災害指定の要件に当てはまらない農地崩落については、現在のところ補助制度がなく、農家の自己資金による復旧となり、農家の経済的負担が非常に大きくなることは承知しているところであります。

農地並びに農地に付随する農業用施設は農家にとって大切な経営基盤となるものであり、日ごろより個人の道路、畑地の維持管理を農家みずからが行い、必要に応じて道営土地改良事業を導入し、暗渠排水などの土地基盤整備を適切に行い、維持管理をお願いするものであり、町といたしましては現在のところ農家道路及び農地の復旧工事費に対する一部助成は考えておりません。

また、融資の利子補給についてでありますが、災害復旧に対応する資金につきましては、法的な制度資金やＪＡ系統の資金など、農家の経営内容や借り入れ条件に応じた資金が用意されており、いずれも緊急に必要な災害復旧資金であることから、一般資金に比べ低利な融資条件となっておりますので、現状におきましては町として利子補給を行う考えはありませんが、今後、近隣の動向を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いをいたします。

次に教育行政について、３点目の「美幌高校の卒業生が地元美幌に就職など、残れる支援の考えはあるか」についてでございますが、道内の雇用失業情勢は求人が増加傾向にあることなどから、持ち直しの動きが続いており、平成２５年３月の新規高卒者の就職内定率は前年同期を４．９ポイント上回る９２．９％となっており、また北見公共職業安定所管内における新規高卒者の就職内定率は９８％と、全道内定率を上回る高水準となっているところであります。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、労働人口が減少する中、今後の経済の発展を図るためには若者が自信を持ち、能力を高め、生き生きと活躍できる場を関係者が一丸となって確保することが以前にも増して必要であると考えているところでもあります。

このようなことから、今年度におきましても北海道オホーツク総合振興局、北海道教育長オホーツク教育局、北見公共職業安定所を初めとした関係機関との連携により、新規学卒予定者、特に高校卒業予定者に対する求人枠の確保と未就職のまま卒業した方に対する就職機会の拡大について美幌商工会議所を通じて会員の方々への周知要請を行ったところであります。

今後も関係機関と相互の密接な連携のもと、事業主等に対する雇用勧奨の要請など、就職支援の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、自衛隊陳情について。北海道駐屯地連絡協議会と美幌駐屯地部隊充実整備期成会の活動についてでありますが、８月２７日付、防衛省幹部人事により前北部方面総監でありました岩田清文氏が陸上自衛隊のトップとなる、陸上幕僚長に就任され、その就任会見において、「陸上自衛隊の道場たる北海道で戦車、火砲を含み総合的な戦闘力を発揮できる部隊を鍛える必要がある」との発言がありました。

また、前陸上幕僚長でありました君塚栄治氏の退任会見においても、「北海道は日本で一番訓練しやすい、訓練場所は実際に運用する場所と違ってよい」との発言があったところであります。

防衛省では今後１０年の防衛力整備の方針を盛り込む防衛計画、防衛大綱の中間報告で北海道は訓練の最適地と評価し、訓練場所として活用する方針が示されたことから、岩田陸幕長、君塚前陸幕長の発言は、この考えを改めて強調したものであり、この状況を的確に捉え、北海道の自衛隊体制の維持、拡充につなげていきたいと考えているところであります。

御質問の北海道駐屯地連絡協議会の要望活動につきましては、北の守りの重要性、我が国の防衛に果たす北海道の役割、自衛隊削減が北海道に及ぼす影響などを柱として、北海道の自衛隊体制強化を求める要望活動を行っているところであります。

今年度の主な事業としましては、北海道の自衛隊体制強化にかかる要望活動として、北海道ブロック両院議員会との懇談、北海道の自衛隊を支える中央大会などを実施したほか、官邸、防衛省、道内選出国会議員への要望活動を実施しているところであります。

今後、新しい防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画が１２月に示されると思いますが、北海道自衛隊駐屯地連絡協議会の副会長として千歳市の山口会長を初め、駐屯地等の所在市町村と連携し、北の守りの重要性、北海道が果たしてきた役割等について調査研究

及び情報交換を行いながら、北海道における自衛隊の強化と充実整備について強く要望していきたいと考えているところであります。

次に、住民活動について、自治会館についてでありますが、農村地域の集会室維持管理費の実態調査につきましては、昨年６月議会閉会後、早速取りかかり、各自治会に９月末を期限に調査依頼を行ったところであります。

しかし、調査票の提出が４０％程度と低かったことから、その後、再三にわたり提出依頼を行い、本年３月末で７７％までになりましたが、残る自治会について本年５月の平成２４年度の決算書の提出を待って、全体の維持管理費の把握が完了したところであります。

加えて、本年７月から８月にかけてオホーツク管内市町村の自治会所有集会室への公費補助の状況調査も行ったところであります。調査の結果、町内の自治会所有集会室は１８施設で、ほとんどが農村地域に所在しております。

農村地域の集会室では、施設の規模による違いはあるものの、全ての施設で１割から３割の自治会費収入を維持管理費費用に充てている状況にあります。

町所有の集会室は電気料、電話料、上下水道料の基本料金を管理委託料として町が負担し、超える費用は自治会が負担しております。その費用は、自治会費収入の１割以内に納まっていることから、自治会が集会室を所有することによる負担増が生じております。

また、集会室の増改築は美幌町地域集会施設整備補助金交付要領で１５０万円以上の事業費に対し２分の１補助、上限額を５００万円と定めており、１５０万円未満の補修費は補助対象とならないため、自治会の大きな負担となっていることが考えられます。

このことから、平成２６年度予算編成に向けて町の支援方策とその範囲について検討してまいりたいと考えております。

さらに、平成１４年度から補助基準が据え置かれている美幌町自治会活動運営補助金についても、自治会の世帯や人口の減少が補助金額の減につながっていることから、補助基準の見直しを検討し、コミュニティーの主体であります自治会活動を総合的に支援をしてまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**〔登壇〕　大原議員の御質問に答弁させていただきます。

平成２３年４月の一斉統合により、新たに美幌高校が開設して３年目となります。普通科と農業科が併設された高校として、学校の特色を生かした教育課程の充実が図られており、現在、３学年３８８名の生徒が社会的、職業的な自立を目指して日々学んでいます。

普通科におきましては、１年次に進路選択に必要な基礎学力を育成し、２年次からは商業、一般コースと特別進学コースに分かれ、それぞれ進路実現に向けた取り組みを深めています。

生産環境科学科と地域資源応用科で構成される農業科では、オホーツクの環境や資源について学び、地域の産業に貢献する技術者の養成に取り組む一方で、将来を見据えた資格取得にも力を入れています。

１点目の「生徒確保のため、今まで行ってきた対応策と今後、新たな支援策は考えているのか」についてでありますが、町立中学校における進路相談や高校説明会を通じて生徒や保護者の皆さんに美幌高校の特色ある教育活動の周知に努めているところです。

１学年の定員は普通科、農業科とも８０名の計１６０名ですが、平成２５年度の入学者は普通科８０名、農業科７４名の計１５４名であり、定員に対する充足率は約９６％であります。

また、入学者１５４名のうち、町立中学校の卒業生は１１０名で、町内の中学校卒業生の約５５％が美幌高校へ進学している状況にあり、ここ数年、同様の傾向で推移していま

す。

教育委員会といたしましては、地元の中学生と保護者の皆様にとって美幌高校が魅力ある高校として選択いただける存在であることが必要と考えます。美幌高校の教育活動の様子を広く情報発信し、町内唯一の高校を町民全体で支える気運を高めるためにも美幌高校との意見交換を重ねながら、生徒確保に向けた必要な手だてを協議、検討してまいりたいと存じます。

次に、２点目の「管外、道外から入学している生徒へ支援することの考えはないか」についてでありますが、全校生徒３８８名中、１００名を町外出身者が占めています。このうち、管外出身者は１名、道外出身者は４名在籍しておりますが、保護者の転勤などの事情により入学した生徒も含まれています。

道立高校の普通科を除く学区の通学区域は道内全域でありますが、北海道の一次産業を支える人材を確保するために、平成２１年度に通学区域の見直しがあり、農業科及び水産科については募集定員の５％程度までは道外からの出願が認められているところです。

現在、管外及び道外出身の生徒は寄宿舎報徳寮、または町内の下宿を利用していますが、北海道は受益者負担の原則のもと就学にかかわっての支援は行っておりません。

教育委員会といたしましては、現在のところ一部生徒に限定しての支援は行っておりませんが、美幌高校との意見交換を重ねながら、魅力ある高校づくりを支えていくための取り組みを進めることが生徒確保に向けた有効策につながるものと考えております。

以上、答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　まず、農業災害融資についてであります。

被害が大きければＪＡのほうでその被害場所に行って確認をしているというのも、私、承知しております。また、その農協の方がその場所を確認した後に業者に連絡をしてそれができるかできないか、あるいは幾らぐらい費用がかかるのかというような相談も受けたり、あるいは紹介をしたりするということの紹介をしております。

ただ、このときにやはり融資の関係、あるいは金利補助の関係だとか、そういう話は一切ないということであります。というのも、その工事費要にかかる費用の利子補給の関係は突発的な事故に関してはそういうものが今のところ見当たらないというようなことでありました。そのことも、農協のほうでは支庁のほうにそういう利子補給だとか、補助的なものがあればすぐ教えていただきたいというようなことを申し伝えているということもお聞きいたしました。

ここで、ただ今、私の質問の中でもお伺いしましたけれども、相当大きな金額、まして去年からの雨、そして雪害、そしてことしの雨ということで、私の知っている限りでは３カ所、４カ所、やはり何百万円単位のお金で修復するというようなことであります。

まして、きのうの雨で同じようなところがまた流れました、畑が。それまたお金がかかる。このようなときに、ただ私が言いたいのは利子補給もそうですけれども、今、美幌でリフォームの助成をやっております。その同じような考えで、やはり上限を設けても補助というものができないのかというようなところなのです。

利子補給のほうが大変難しいのはわかっております。ただ、最初にやはり工事費の例えば３００万円以上かかったと、それに対しては５０万円、６０万円まで見ますよとか、２００万いけば２０万円、３０万円見ますよとか、そういった補助的なものは町長どうしても考えられないかどうか、お伺いしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　全町的な広範囲な被害、自然災害含めて被害があれば、私どもは美幌町の農林業の振興条例に基づいて借り入れ資金の融資を受けた部分の利子補給につい

て従来やってきているということで、一方で道営畑総だとか、町の負担も１５％を持って、そのうち一部は北海道のいわゆるパワーアップの部分で戻ってくる部分ありますけれども、そちらのほうにもお金出して暗渠だとか、いろいろ整備をしていただいているというようなことがありますので、今のところ補助自体はなかなか難しいと思います。因果関係含めてなかなか難しい部分があると思いますので、いずれにしろ町だけでやってもなかなか難しいと思います。ＪＡとどういうふうに協調できるかということも当然、出てくると思います。「町だけで補助します、補助します」ということにもならないと思いますので、経済行為の一つとして、経済団体としてＪＡがあるわけですから、そちらとも協議もしなければいけないと思いますので、今のところ第１回目の答弁をさせていただいたとおり、制度資金、あるいはＪＡの資金を使っていただいて、それに対する利子補給はどうできるかという、まずは第１段の検討を進めるべきかなと思っておりますので、直接的な補助事業というのはなかなか難しい部分があると思いますけれども、いずれにしろ研究してみないとほかとの整合性がとれるか含めて検討というか、研究はしてみますけれども、いずれにしろＪＡとの協議は当然、必要となっていますので、御提案あったことについては協議をさせていただきたいと、そのように思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　今、ちょっと言い忘れていたのですけれども、畑地の崩落地なんかにおいては今まで均平補助事業、基盤整備やっているところが崩落している畑で結構多いのですよ。自山の崩落というのがなかなかなくて、確かに答弁にいただいた基盤整備していただければ、維持管理をお願いしたいということでありましたけれども、今までその現場を見る限り、基盤整備のおかげでのり面が崩れた、あるいは暗渠を入れますと、暗渠ののり面のところでやはり飲み切れなくて、崩落しているというような部分が相当多いのです。

そのこともやはり、もっと実態を知っていただいて、いかにしてその基盤整備だけが全てではないと思っておりますので、その後の今、町長が言っていただいたことも含めてＪＡさんとより深い意見交換をしていただいて、農家のためにどのくらいできるのかというのを補助を含め、あるいはその利子補給に対してもやっていただきたいと思っております。もしこのことで何かあればお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　教育行政についてであります。

今、教育長は答弁の中で美幌高校と意見交換をしながら取り進めてこれからの生徒確保だとか、いろいろと美幌高校の魅力づくりだとか、そういうものを発信しながらやっていきたいという答弁をいただきました。

これは教育長の頭の中で、これは誰と、美幌高校だけなのか、意見交換は。それとまた年何回ぐらい、こういう交換会をしていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　美幌高校をきちんと理解をするという意味から、今、まずは教育委員さんがきちんと美幌高校を理解するということで、教育委員の方々については私も含めて最低でも２回以上は懇談をしようということでお話しはしております。

実際は、９月３日に教育委員さん全員で委員長以下、皆さんで学校を訪問して、学校を見学をさせていただいて、ことしの経営方針等を全部説明受けて懇談をさせていただいております。

ですから、あと残りは年度末にその状況についてのお話しをまたさせていただきたいと思っております。

それから校長会、言うならば今は校種連携ということで小中高という流れの中で、校長会の中で年に最低２回以上はきちんと高校の

校長も入っていただいて、意見交換なり懇談をするという考えを持っております。

今のところは学校、実質的には校長と教頭との懇談でありますけれども、実際、学校を取り巻いているＰＴＡの方々、言うならば役員の方々とか、それから同窓会というのですか、それを支える一つの資金的な部分で応援している人たちとの協議や懇談が教育委員とできるかどうかは今後、検討していきたいというふうに考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　この中で、私ちょっと考えているのは、やはり学校側と教育委員会という形の中ではなくて、この中に自主的に中身がいろいろと自分の問題を抱えているいうか、生徒の思いをわかる父兄、例えばＰＴＡだとか、あるいは普通の父兄の方、そして現在校生のＰＴＡではなくて、次、入学するようなＰＴＡの父兄もおりますよね、そういう方たちのお話しも聞くために、何がその美幌高校に不満があるのか、あるいは魅力があるのかというような実質的なお話しも聞いたほうが私はいいのかなと思っておりますけれども、その辺もまた考えていただけるかどうか、再度お伺いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　今回の答弁の中で、やはり美幌の卒業する生徒さん約５５％が地元の子供たちが入学していただいているというふうに答弁させていただきました。

その中で、やはり地元唯一の高校ということをきちんと地域で理解した上で、何とかこの割合、今、約５５％、まだまだ本当に５％でも、１０％でも上げたいという気持ちを持っております。

ということですから、今、大原議員が言っていただいたとおり、やはり今のＰＴＡの方々ではなくて、これから学校に入ってくる、予想される、言うならば中学校の親御さん方にもきちんと学校のＰＲをできるような形、それは本来、学校がやるものと、それから私ども教育委員会が補完するものとあると思いますので、両方御意見いただいたとおりの形で努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　ぜひとも、本来は美幌中学校を卒業する生徒たちが全員、美幌高校に行っていただければ何も問題はないのですけれども、やはり生の声を聞いていただく、そして美幌高校の魅力を伝えるために、やはり今、言ったようなことを考えていただければなと思っております。

あと、今、管内、管外、あるいは道外から生徒が２名、あるいは４名、１学年大体２名ずつ入ってきているのかなと思っております。寮生活も６名、７名いるのかなと思っておりますけれども、この方たち、仮に道外から美幌に来ていただける、やはりそれなりに美幌の魅力があるから来ていただけるのかなと思っております。これをもっともっと全国に発信するためにも、そしてその美幌での支援するという形であれば、先ほどの答弁にもちょっとありますけれども、美幌町としてこの子供たちに月１万円なら１万円、２万円なら２万円の寮費を負担してあげる、補助してあげる、助けてあげるというような思いがないのかどうか、ちょっとお伺いをしたいなと思っております。

ちょっと今聞くことが余りにも大ざっぱで答弁しづらいと思いますけれども、ぜひ答弁をお願いします。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　美幌高校については当然、道立高校ですので基本的な部分、言うならば学校にかかわるものの整備も含めて要望等については、きちんと北海道教育長のほうに要望していきたいと思いますし、場合によっては町長のほうも行っていただくという形をとりたいと思っておりますので、具体的に道外から来られる方、５％枠でありますから、農業科が８０ありますので、５％を掛けると４名ですか、その枠の中でありまして、今のところは正直言って町が何かという

こと、教育委員会として何をしたくて町長のほうにこういう施策はできないだろうかという考えは、ちょっと今のところは考えておりません。

どちらかというと、何度も繰り返しますけれども、地元の唯一の高校ということで、少しでもやはり地元の子供たちが多く行っていただくような環境づくりを学校と進めていきたいというふうに思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　私が道外、管外の生徒たちになぜこのようなことを、というと、例えば美幌で月１万円補助していただいたと、寮費でも何でも１万円程度していただいたということになって、それに恩義という言い方はちょっとおかしいのですけれども、美幌町に対してやはり恩ができたというような思いがあって、私は美幌に残りたい、あるいはその近郊に残りたいというような思いができれば、この美幌町が出身校であります中学だとか、地元の本州のそういった人たちに美幌町の名が、美幌高校の名が売れるという言い方はおかしいですけれども、それでまた向こうのほうから来ていただけるのではないかというような思いがあったのです。

できれば、この辺もいま一度、多分、難しいとは思いますけれども、どこかでこういう政策をしていかなければ美幌町の生徒確保だとか、何かもいろいろと難しいのかなと、難しいという言い方もちょっとおかしいですね、そういうこともやっていけばほかの町の方たちも認めていただけると思いますので、ぜひともその辺ももう一度検討していただきたいと思っております。

それと、最後の就職の関係ですけれども、この間、美幌町、あるいは職業安定所の方たちと、支庁の方、商工会議所のほうへ行って地元就職というようなことをお願いしたというのが新聞に出ておりました。

その中で、ただそこでお願いをするのではなくて、また民間企業にお願いするのではなくて、この役所にもできれば、こういう場で優先という言い方は非常に問題があるかもしれませんけれども、やはり美幌高校の生徒を何かに美幌町自体が応援できないのかなというような思いもあります。

美幌町にはそれぞれ優秀な企業があります。例えばクレードル、ここには先ほど言いました農業学科の中で地域資源応用学科がありますけれども、このようなことを活用すればクレードルさん、あるいは日甜さんというような大きな企業もあります。ですから、こういうところもぜひいま一度お願いしていくというような形をとっていただけるような動きをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　特別枠を設けるかどうかはちょっと置いて、私たちはいい人材であればいつでも扉は開けているつもりでおりますので、現実的には美幌の高校を卒業して短大行ったり、大学行ったり、そして戻ってこられて採用試験受験して、現に職員であるという者もおりますので、決して閉めているわけではないというようなことで、ぜひとも他の受験生と勝ち抜いて何とか来てほしいというような願いは我々持っているわけであります。

あと、就職のことでいうと、やはり就職担当の先生がおられると思いますので、いち早く美幌町全体の来年、再来年の雇用をどういうふうにしていくかという情報を個別企業に当たるというのはなかなか先生方も難しいと思うので、例えばどこかの経済団体を通じて採用予定者の見込みだとか、そういうのをとれて情報を流すというのも一つ方法ではないかなと思いますので、それできるかどうかちょっとわかりませんけれども、そういう情報を出すと、生徒もこういう場所、地元で残りたい場合、こういう企業、こういう会社が来年度以降、これだけの採用枠あるんだなというようなこともわかるので、早目の準備もできると思いますので、それをどうできるかはまだ未確定な話ですけれども、そんなこと

も必要になるかなと思っております。

大変、経済が厳しい中で、美幌の企業、会社は本当に地元の高校卒を雇っていただいていると思います。本当に厳しい中、そういうこともとっていただいていると改めてこの場で感謝を申し上げたいなと、そんなふうに思っております。我々はできることをしっかりとやっていきたいと、そのように思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　まず、ちょっと１点、訂正させていただきたいと思います。

先ほど、道外から出願できる人数を８０名掛ける５％というお話しをしましたけれども、実際に出願ができるのは生産環境科学科のみですから、４０名に対しての５％ということなので、先ほどの４名を２名に訂正させていただきたいと思います。

議員がおっしゃった形の中でいけば、本当に今、生産環境学科が約半数が町外の方が入っておられます。そういった意味では、何とか美幌をＰＲして、美幌に来ていただける努力をしたいと思いますし、方策も考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（古舘繁夫君）**　１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　確かに今、就職難、どこの企業もそうでしょうけれども、非常に新規採用者を雇うということが大変、厳しい状況であります。

その中で、私も知っている限りは美幌町の企業というのは、意外と新人というのですか、新就職者をとっているところも多いというふうには思っております。それにまた輪を掛けて、やはり美幌町全体で動いていただいて、役所という意味ではないです、確かに商工会議所も含めてそれぞれ協力し合いながら高校生のそういった就職活動、あるいは美幌町、美幌高校の魅力を全国的に知らしめていっていただきたいと思っております。

それでは３番目であります、自衛隊陳情であります。

これは、私ちょっとおわびしたいのは、最初に岩田清文氏の発言と君塚さんの発言をごちゃ混ぜにして私、答弁のほうに書いてしまいました。このことをちょっとおわびしたかったと思います。

この中で、私が思っているのは今、本当にはやり言葉ではないですけれども、動くのは「今でしょ」というような思いなのです。というのは、両方前幕僚長、そしてなられた幕僚長の発言をもとに町長も言っていただきましたけれども、北海道が一番訓練には最適地だよというようなことであれば、今度、町長が副会長を努めております北海道駐屯地連絡協議会の活動、このことを踏まえてどのように発信していくのかお聞きしたいなと思っております。今、町長の頭の中でいいです。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　この駐屯地の連絡協議会というのは、オール北海道でいこうという道内１７９市町村、それに北海道庁加えて１８０の道、そして市町村、オール北海道でいこうということで、従来、体制維持ということで、北海道の自衛隊の体制維持をしましょうということから、政権が変わって今度は強化していこうと、拡充をしていこうということで変わってきました。

それで、山口千歳市長が会長でありまして、各旅団、師団、所在地から一人ずつ副会長が選任されて、私も第５旅団、管内を代表してということで、前大場町長の後を引き継いで副会長の立場にいるということで、あくまでも美幌町のためというようなことではなくて、これはもうオール北海道の自衛隊、北海道全体の自衛隊を強化していこうという、そういう集合体でありますので、美幌のことばかり言うというのは、ちょっとまた私の立場上、これはちょっと難しいことなのですけれども、北海道全体が自衛隊の体制強化されれば、私は美幌駐屯地も強化されるということにつながっていくと思いますので、積極的にこの活動については取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

一つの成果が防衛計画の大綱の今、新しい大綱の策定目指しております。年内目指しているということで、中間報告が出ました。その中で、我々が望んでいたこの地域と一緒になってという部分がしっかりと項目の中に入れられているということが、我々にとって一つの大きな成果だと思っております。

それで、道内の市町村がこういうふうにまとまって防衛省なり議員の先生方に陳情を要望するというのは、全国的にも非常に珍しいという評価を受けておりますので、私は副会長という立場で北海道の自衛隊の拡充強化のために引き続き努力していきたと、これはいろいろな場所で発言もさせていただいておりますし、そういう取り組み、会長を補佐しながらしっかりと取り組んでいきたいと、そのように思っております。

そのことが発信する力だと思っておりますので、しっかりとした取り組みをしていきたいと思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　私、美幌町町長として聞いたつもりではなかったのです。北海道、そっちのほうの副会長という立場でお聞きしたかったなと思ったのですけれども、同じ意味合いで答えてくれましたので、また思いは同じだなと思っております。

この中でやはり訓練となると、北海道全部やっていただくと、極端な話、新入隊員、美幌で１００人退官すると、その部分、補充されるのは、それは今までの通例であります。できれば、全国で１，０００人退官するとする、極端な話ですよこれから言うのは。その１，０００人を北海道で５年なら５年教育してもらう、新人訓練というのですか、訓練をしてもらう。その部分、今度、次の１年間は美幌、あるいは遠軽、帯広だとか、少しずつふやしていただくと、それがずっと最終的になれば人口もふえていくというような思いがあるのです。

ぜひとも、この今、訓練最適地ということだけを取り上げれば、新入隊員の訓練をぜひ北海道に全員というのは本当に難しいですけれども、少しずつふやしていただいて、成果を上げていただきたいという思いでこれを聞いたつもりであります。

また、国会議員にも確かに行っております。私も町長と陳情に行ってその内容も十分わかっているつもりであります。

ただ、そのときに国会議員が北海道の自衛隊駐屯地を所在する市町村のこと、あるいは近隣町村のことどこまで把握しているのかという思いが、行くたびに感じるのです。何か行ったら別な話してはぐらかすというような思いが結構あったものですから、今度はその辺を地元北海道選出の国会議員と対談、お話し、意見交換をするということでありますから、どこまで把握しているのか、またどこまで現状を伝えるのかということをしっかりやっていただきたいと思っておりますし、先ほど言いました新入隊員の訓練をいかにして７０％、８０％、人員を北海道に連れてくるかということだけをもう一度、その北海道期成会のほうに発信して、副会長という立場から発信していただきたいという思いであります。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　副会長という立場でしっかりと取り組んでいくということについては、先ほど答弁したとおりであります。

それで、北海道の演習場でありますけれども、全国の４６％、北海道で持っているということで、それで最近、北海道の訓練地を道場という言い方をされているようであります。

北海道には矢臼別演習場、それから北海道大演習場、千歳のほうであります島松だったと思うのですけれども、大きな演習場が二つ、それから然別を初め全道で三つの中規模の演習場があります。

それで、この道東を考えると大演習場が矢臼別にあって、中規模の演習場が然別にある、いずれも美幌から半日もかからない程度出行けるということで、これにもう一枚、美

幌の演習場が加われば、この道東の北海道の中の道東で大規模も中規模も、それから美幌が考えている、さらにちょっと違う形の演習場も使えるということになれば、まさに新しい総監が言っている、あるいは前総監である、陸幕長が言っておられるのです。演習場はどこにあってもいいのだけれども、そこを機能的に、そこで演習して、正規用部隊を使って展開していくというようなことに資するということでありますので、まずは北海道も位置づけしっかりされましたので、その中で美幌町として１枚、もう１枚を何とか加えていただくような、そんな活動も美幌町として、しておりますので、北海道の自衛隊の強化、そして美幌町の駐屯地、駐屯部隊の充実整備については、両面ありますけれども、それはもう看板かえてでも、それぞれの立場でしっかりと訴えていきたいと思っております。

代議士先生の話は、ちょっと私、今この場では言えないことでありますけれども、我々の訴えは熱く、本当に道内でも珍しいぐらい熱い思いを伝えていると思っておりますので、それを真っ正面に先生方はしっかりと受けとめていただいているものと思っております。

もしかそうでないときは、私は叱れないかもしれないですけれども、皆さんで叱っていただければなと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　今、その自衛隊活動、あるいは陳情の件で、美幌も美幌なら美幌に陳情しております１，０００メートルの射撃場、やはりこれも早く実現させながら、また別な訓練の地として美幌の名を売っていただきたい、そして美幌に招致していただきたいと思います。

最後になります、自治会館についてであります。大変、前向きな答弁をいただきました。

ただ、これまでに１年３カ月もかかったということに非常に憤慨しております。なぜもっと早くできなかったのかなと思います。これはいろいろとことしもまた調査している、例えばオホーツク管内市町村の自治会集会室への公費補助の状況調査、こんなの去年だってできただろうと、さっき答弁いただいた部分でやれば、あるいは４４％しかまだその調査票がなかっただとか、ことしになって決算書出てからやりましたと、去年の決算書ではできなかったのかというような思いもありますし、何か非常に怠慢、私に言わせれば。これ、普通の民間企業であればなくなっています会社は、こんなスローな動きでやっていると。

本当に前向きな答弁をいただいて、こんなことを言うのは本当は心苦しいですけれども、これが全ての業務にかかわることであれば、非常に町民が困る部分も出てくるのかなと思ったりしておりますので、そのことだけをお聞きします。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　議員おっしゃるように、私もその内容をちょっと今回、質問を受けてさらに詳しく話を担当から聞きましたけれども、１回目の御質問にありましたように怠慢のそしりは免れられないなと、そのように思っております。この場をかりておわびを申し上げたいと思います。

自治会館自体が今、調査した結果わかった部分もありますので、人口減少による会費の部分も少なくなっていると、そして私どもから助成させていただいている部分も減ってきていると、一方でかさむ経費というようなことがあるので、その実態が浮き彫りにされたということでありますので、これらについては新年度予算に向けてしっかりと取り組みたいと思っております。

ただ、職員の名誉のために言っておきますと、そういう職員ばかりではないというようなことも、圧倒的多数はしっかりとした仕事をしていただいているものと私は思っておりますので、そのことについては御理解をいた

だきいたと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　１３番大原昇さん。

**○１３（大原昇君）**　たまたま、この担当の職員が定年を迎えて、最初の担当が定年を迎えたり、その引き継ぎだとかいろいろあったのかと思ってはおります。確かに理解する部分はあります。

このことについて、やはりそういうことも踏まえて指示するものは指示する、確認するものは確認するというような形でやっていただきたいと思います。

また、これは本当に前向きな答弁をいただいたので、これが町民が知れば大変喜ぶことかなと思っておりますので、そのことだけをどこかで町民に伝えていきたいなと思っております。

以上で終わります。

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で、１３番大原昇さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開を１１時３０分といたします。

午前１１時２５分　休憩

---

午前１１時３１分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**〔登壇〕　本日は、さきに通告してありました３項目、３点について質問させていただきます。

１点目、ＡＥＤ設置場所の増設について。

コンビニにＡＥＤ（自動体外式除細動器）を設置する場所の造設について、本町のＡＥＤ自動体外式除細動器の設置場所は公共施設、学校、病院、歯科医院等の４７カ所あります。

また、消防署ではＡＥＤの普通救命講習を少人数でも実施していただいております。講習を受けた方は体験でき、大変ためになりよかったと話ております。

ＡＥＤの４７カ所の設置場所のうち、国保病院、緑の園を除きますと利用できる時間帯に制限があるのが現状であります。そこで、コンビニエンスストアは２４時間営業であり、夜間、休日でもＡＥＤが設置されていれば使用可能であります。町がＡＥＤを購入して設置、または貸し出しするなど、提供することができれば命を守るためにさらなる安全・安心の確保につながると思いますが、考えをお伺いします。

また、消防署など現在までに普通救命講習を受講された人数についてもお伺いいたします。

２項目め、期日前投票の宣誓書のあり方について。投票入場券の裏面に宣誓書を印刷することについて、昨年１２月に衆議院議員、本年７月には参議院議員の国政選挙がありました。

そうした中で、投票入場券の裏面に宣誓書が印刷されている自治体があります。美幌町でも宣誓書を自宅で記入できるようになれば、期日前投票がさらに推進されるのではとの声もあります。

また、高齢者の方が期日前投票するために宣誓書に記入する際、職員の方たちの前で自分の名前を記入するだけでも緊張し、手が震えるという声も伺っております。

投票入場券の裏面に宣誓書が印刷されていれば、自宅で名前など必要事項を記入し、期日前投票に行くことができ、より多くの高齢者や障がい者の方に期日前投票を簡素化することで、投票率向上にもつながると考えます。

また、期日前投票の簡素化は業務の軽減にもつながると思いますが、考えをお伺いいたします。

３項目め、健康マイレージ、（健康づくり活動ポイント換算）の取り組みについて。

将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして、健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためることにより、その特典を利用することができる健康マイレー

ジの取り組みが注目されております。

町民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につなげるほか、地域コミュニティーや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できるユニークな施策です。

取り組みの一例として、健康マイレージ制度を平成１９年度から全国に先駆けて実施している「日本一健康文化都市」を掲げる静岡県袋井市では、健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換できるシステムづくりを実現されました。

また、平成２１年に政令指定都市で初めて高齢化率が高い北九州市、（２０１１年３月現在、高齢化率は約２５％）では、健康マイレージ事業を導入しています。４０歳以上の市民を対象に、市が認めた運動教室や健康関連のイベントに参加することや、健康診断を受診すると景品と交換できるポイントシステムを実施しています。

さらに、今年度からはより充実を図るため、町内会ごとにネットワークを持つ社会福祉協議会に委託して、マイレージの対象となるイベント数を倍以上にふやす取り組みをしております。

今後、全国で広がりつつある健康マイレージを本町でも取り組むべき施策であると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上、１回目の質問を終わらせていただきます。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**〔登壇〕　中嶋議員の質問にお答えを申し上げます。

なお、期日前投票の宣誓書のあり方については、後ほど選挙管理委員会のほうから御答弁があると思います。

初めに、ＡＥＤ設置場所の造設について。コンビニにＡＥＤ（自動体外式除細動器）を設置する場所の造設についてでありますが、美幌町におけるＡＥＤの設置につきましては４４施設に４７台が設置されております。

そのうち、公共施設には２４施設、２７台設置されており、残りは民間の事業所、福祉施設など２０施設に２０台設置されております。

一般町民のＡＥＤの使用は、心停止者に対し救急隊の到着までの間に現場に居合わせた者、（バイスタンダー）と称しますが、電気的除細動を速やかに行うことがより有効であるとの観点から、平成１６年７月から認められましたが、ＡＥＤの設置につきましては法的拘束力がなく、全て任意の設置であります。

美幌町が購入して設置、または貸し出しによる町内の２４時間営業、コンビニエンスストアへのＡＥＤの設置についてでございますが、美幌町が公共施設以外にＡＥＤ設置場所の造設を考える場合、最終的には全町に網羅した設置計画に行き着くことが想定されます。

救急要請におけるＡＥＤの使用状況等も踏まえますと、必要性、効果、費用、管理など、十分な検討が必要であり、美幌町がＡＥＤを整備し、町内の２４時間営業コンビニエンスストアに設置することについては難しいと考えますが、多くの事業所、施設にＡＥＤが設置、普及されていることは望ましいことでありますので、町内のコンビニエンスストアに対し、ＡＥＤの設置協力について検討したいと思います。

次に、美幌消防署における現在までの救急救命講習受講人数でございますが、平成５年開始から平成２４年度末までの実績で、延べ８，４４２人が受講しており、ＡＥＤの使用方を講習内容に取り入れた平成１７年度以降につきましては、延べ３，７７２人が受講をいたしております。

次に、健康マイレージの取り組みについて。

健康マイレージ、健康づくり活動をポイント換算の取り組みについてでありますが、健康マイレージ制度とは、日々の健康づくりへの取り組みをポイント化し、町民の健康づくりへの積極的な参加を促すことを目的とする

もので、現在、袋井市などの自治体において、健康づくりの動機づけ支援と健康的な生活習慣の定着を促進する施策として、それぞれの市町村独自の健康マイレージ制度が行われております。

また、この制度によりポイントを取得した住民が市の補助に基づく学校等への寄附や公共施設利用権、民間登録サービス券などと交換することができ、健康づくりを地域経済の活性化や社会貢献につなげる効果も見られると言われておりますが、現実には、その費用対効果は明確にされておりません。

次に、本町の健康づくりの取り組みとしては、一つには町民が健康づくりや生活病予防のための知識を身につけ、健康に関心を持ち、個人や地域で健康管理ができるよう保健師や栄養士、運動指導員などによる認知症予防講話や介護予防教室、運動教室のほか、地域の健康づくりの担い手であるヘルスリーダーが開催する栄養教室など、さまざまな健康教育を実施しており、平成２４年度の実施回数は８８回で、平成２３年度の６４回の１．４倍、参加人数は２４年度１，８６０人で、２３年度の１，１３８人の１．６倍の伸びとなっております。

この増加理由としては、老人クラブや自治会からの実施依頼がふえたことなどがあり、健康教育が地域に浸透しつつあることから、さらにきめ細かくニーズに対応しながら、健康気運を高めてまいりたいと考えております。

同様に、しゃきっとプラザにおいても、水中運動教室やノルディックウオーキング教室など各種運動教室を実施し、町民の健康づくりと生きがいづくりの実践機能を効果的に提供しており、平成２４年度は過去最高の４万４，９４１人が利用されております。

加えて、健康推進の普及啓発活動としてスマッピーカードプレミアム事業や美幌観光和牛まつり、ふれあい広場びほろなどのイベントにあわせ健康チェック、健康相談、栄養展示や指導を実施しており、昨年はヘルスリーダー考案の健康レシピ集を１，０００部作成し、好評のうちに完売しております。

二つ目としては、疾病をより早期に発見し、治療や保健指導につなげることにより、疾病等の発症や重症化を予防することを目的として、特定健診やがん検診など、各種健診を実施しており、今年度は町議会の賛同のもと、町の財源をもって健診料の自己負担額を軽減したことや、受診勧奨の強化により受診者数は増加傾向にあり、中でも無料化した肝炎検査やエキノコックス症検査は８月末で前年度受診者数を大きく上回っております。

さらに加速する高齢化社会や生活習慣病の増加に対応し、健康を維持しながら長生きを楽しめる健康づくりが求められていることを踏まえ、健康マイレージ制度の実施内容や費用、効果、課題など、導入事例を参考とさせていただきながら、町民のニーズに沿った誰もが健康で心豊かに生活することができ、健康寿命を延ばすことができる取り組みを調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　選挙管理委員長。

**○選挙管理委員会委員長（松本光伸君）**

〔登壇〕　ただいまの御質問にお答えいたします。

期日前投票制度につきましては、議員御承知のとおり、平成１５年６月に公職選挙法の一部が改正され、平成１５年１２月１日から施行されたものでございまして、この公職選挙法の一部改正によって、従来の不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続き等が簡素化されるなど、選挙人が投票しやすい環境が整えられたきたものでございます。

制度開始以来、本町では現在まで無投票を除き衆議院選挙３回、参議院選挙４回、道知事選挙２回、道議会議員選挙１回、町長選挙１回、町議会議員選挙２回の合計１３回の選挙が行われました。

本町において、この公職選挙法改正後、初めて期日前投票を行ったのは、平成１６年７

月執行の第２０回参議院議員通常選挙でございまして、選挙区の期日前投票者数は２，１０７人で、投票者数に占める割合は１６．４８％でございました。

１３回目となりました本年７月執行の第２３回参議院議員通常選挙では、選挙区の期日前投票者数は２，５５９人で、投票者数に占める割合は２５．２３％となり、このことは期日前投票制度が広く選挙人の皆様に浸透してきたものと考えるところでございます。

一方で、施設面では昨年までは役場別館１階会議室に期日前投票所を設けておりましたが、駐車場が狭隘であることや、入り口付近のバリアフリー対策など、必ずしも選挙人の皆様の利便性が図られたものでない面もありましたことから、本年５月の第２回議会臨時会で補正予算をお認めいただき、選管事務局の移転とともに、期日前投票所の改修をすることにより、これらの支障が少しでも改善されるように取り組んでまいってきたところでございます。

御質問の投票所入場券の裏面に期日前投票宣誓書が印刷されている自治体があり、美幌町でもそのようにしてはどうかとのことでございますが、全国、あるいは全道での調査実績はなく、オホーツク管内の状況について先日、各市町村にお聞きしたところ紋別市、佐呂間町、遠軽町、西興部村の４市町村が既に実施しているとのことでございました。

お聞きしたところ、この４市町村の投票所入場券は１人１枚の表裏のはがきタイプとのことであり、現在、本町で使用している封筒タイプとは異なるものでございました。

現在、本町で使用している入場券ではスペースが限られており、議員御質問の裏面に期日前投票宣誓書を印刷するとなると、様式の印刷自体が可能か、またできたとしてもかなり小さな文字となり、記入欄もかなり狭くなり、現在よりも記入に支障や御負担を期すことが予想されます。

一方、「投票所入場券の活用について」及び「期日前投票所及び不在者投票制度の活用について」ということで、第２３回参議院議員通常選挙を控えました平成２５年６月３日付、北海道選挙管理委員会選挙通報第２号において、総務省自治行政局選挙部長通知として通知がありました。

その中では「期日前投票の際に提出する宣誓書については、選挙人が事前に記載することができるよう、例えば投票所入場券の裏面に様式を印刷する、投票所入場券の交付の際に同封するなど、市区町村において創意工夫し、選挙人の便利に資するように努めること」というような通知となっております。

これを受け、実際に本町で投票所入場券と期日前投票宣誓書を同時に送付すると考えた場合、一つの方法としては現在の投票所入場券を封筒タイプから、１人１枚のはがきタイプへ変更する方法が考えられます。

この場合、入場券の作成枚数がふえることや、郵便料金、あるいはシステム改修費用等のコストが上がるなど、幾つかの課題が考えられます。

もう一つの方法としては、現在の封筒タイプに期日前投票宣誓書を人数分同封する方法が考えられます。

この場合、入場券の作成枚数自体は変わりませんが、従来は３，５００枚程度準備していた宣誓書を全員作成することとなり、郵便料金はカスタマーバーコードつき２５グラム以下で割引料金、具体的には１通５０円で現在、送付しておりますが、２５グラム以上になれば料金が上がってしまいます。

また、本年７月執行の第２３回参議院議員通常選挙でみますと、冒頭申し上げましたとおり、選挙区の期日前投票者数は２，５５９人で、投票者数に占める割合は２５．２３％でございますが、有権者数で比較いたしますと１万７，８５５人でございますので、有権者数に占める割合は１４．３３％となり、逆に申し上げますと仮に期日前投票された２，５５９人の方が全員送付した宣誓書を使用したと仮定しても、８５．６７％、１万５，２９６枚の宣誓書が不用なものとなってしまいま

す。

以上のようなことから、今後も予想される経費節減や選挙制度改正、あるいは費用対効果の面から考えますと、今すぐに投票所入場券と期日前投票宣誓書の送付ができるというようなお答えはできませんが、しかしながらあらゆる投票、開票環境の整備を含めて選挙人の利便性の向上を図るという検討は行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　暫時休憩をします。

再開を１時１５分といたします。

午前１１時５５分　休憩

---

午後　１時１５分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　１項目のＡＥＤ設置場所の造設についての再質問をさせていただきます。

救急医療週間９月８日から１４日にわたり、新聞紙上などに講習を受け、ＡＥＤも使えるようにとの見出しが目にとまりました。

また、大地震に備えて防災教育授業で高校生の教材としてＡＥＤの使用方法を身につけさせる高校もあります。

本町でも延べ３，７７２人がＡＥＤの使用方法を学んでおりますが、大震災など、いつ起こるかわからない災害対策においてもＡＥＤは極めて有効な救命医療機器と考えられております。

防災教育にも活用されているようになってきましたが、そういう点からみましても今後、多くの方にＡＥＤ使用方を習得していただくためにもさらなる講習の受講が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

**○議長（古舘繁夫君）**　事務連絡室長。

**○事務連絡室長（糸屋定春君）**　中嶋議員さんの質問にお答えします。

まず、ＡＥＤの普通救命講習の普及でありますけれども、先ほど答弁のとおり１７年度以降、ＡＥＤの使用については講習内容に入っております。

まず、質問の中で高校生の関係なのですけれども、実は平成１７年以降、北中については２年生、それから美中については３年生、それから美農高については１年生が必ずＡＥＤ普通救命講習を受けているというような状況でございます。

今、御質問あったようにＡＥＤを使える前提には、普通救命講習の心肺蘇生法、救命行為というのが絶対必要不可欠なものがありますので、議員おっしゃるとおり、この普及の推進によってＡＥＤに対する考え方も普及されてくるというような考えを持っておりますので、今後、一般町民、それからいろいろな事業所に向けて普通救命講習の普及の推進について努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　その中に事業所に行って出前で講習をするとか、そういうことも含まれているのでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　事務連絡室長。

**○事務連絡室長（糸屋定春君）**　出前講座の中のメニューにも普通救命講習は入っておりますので、御利用していただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　次に、使用方法を忘れないために定期的な講習は必要と思いますが、修了証書の裏面には２年から３年間隔に講習を受けてくださいと記載してありますが、その啓発はどのようにされているかお伺いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　事務連絡室長。

**○事務連絡室長（糸屋定春君）**　当然、講習を受けても３年に一度は必ず再講習を受けてほしいということにつきましては、まず講習

内容の中で講習された方にそのことを伝えております。

それから、広報紙等で普通救命講習の受け付け等を広報する場合、そのことも必ず盛り込んで広報している状況であります。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　受講の修了証書をいただいている方の名簿はあると思うのですけれども、その名簿に従って忘れている方に文書でお知らせするとか、電話でお知らせするとか、そういう方法のお考えはあるでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　事務連絡室長。

**○事務連絡室長（糸屋定春君）**　ただいまの質問でありますけれども、確かにそれができればすごくいいですけれども、実は講習名簿をもらって３年後になりますと、その人の所在というのがなかなか把握しづらいという面から、ただいまの中嶋議員の質問にはちょっとそれはできないということで、常に広報等で啓発するのが精一杯だということで理解していただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　まだ、そこに地元の美幌町に残っている方にはちょっとそのように、文書とか電話をちょっとやっていただいたら親切かなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

現在、設置されているＡＥＤの点検ですが、電極パットやバッテリーの交換など、保守管理の耐用年数期限ごとの更新についてどのような取り組みを実施されているかお伺いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　事務連絡室長。

**○事務連絡室長（糸屋定春君）**　ＡＥＤの消耗品についてはメーカーによって違いますけれども、３年から５年で電極パット、それからバッテリーの交換が必要になってきます。

当然、美幌町の公共機関にあるＡＥＤについては、そのことについて担当部局のほうには伝えてありますが、リースのところについては当然、その時期が来るとリース会社から消耗品が送られてきて、取りかえてくださいというようなリースのところもあります。

それから、一般民間事業所なのですけれども、実はこのＡＥＤの把握は我々は届け出制もあるわけでもないので、任意でついているという先ほどの答弁のとおり、その交換だとか、消耗品の交換等については各事業所のほうにお任せしているというのが実態であります。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　ちょっと残念ですけれども、この平成１４年から一般事業所とか、設置されている箇所の点検というか、公共施設とかは部局のほうではもうしっかりやられているのか、一般事業所はちょっとあれですけれども、公共施設の部分は３年、５年たっているところはしっかり確認されて、いざ使うときには使えるような状況にはなっているかだけの確認です。

**○議長（古舘繁夫君）**　総務部長。

**○総務部長（平井雄二君）**　公共施設におけるＡＥＤの設置管理につきましては、それぞれ公共施設を担当する部局が責任を持って予算を組んで更新をいたしております。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　大丈夫ということで、認識してよろしいでしょうか。

では続きまして、今月６日に津別町で国保病院の松井氏の動悸をテーマにした講演がありました。その中にも数分の違いで心臓の動きは戻っても脳が戻らないケースもある、時間との戦いからいろいろな場所にＡＥＤを置くようになったとの記事が掲載されておりました。

本町のＡＥＤの設置も公共施設一般事業所など、いろいろな場所に設置されておりますが、ＡＥＤは突然、心臓が停止した人に電気

ショックを与えて救命する医療機器であります。そして、救急車が来るまでの間、その間に居合わせた方に救命措置をしていただく機器であります。

そして、電気ショックを与えるまでの時間が１分経過するごとに、生存率は約７％から１０％低下し、心臓が血液を送らなくなると脳の機能は３分から５分で失われると言われております。

近くにいる人が一刻も早くＡＥＤを使用し対処することが重要となります。まさしく、松井先生が言われているとおり時間との闘いです。

心停止など、ＡＥＤが必要になるときは昼夜問わず、いつ起こるかわかりません。２４時間使用できる対応は必要と考えます。本町のＡＥＤの設置場所のほとんどは時間に制限があります。さらなる安心・安全のまちづくりのためには２４時間対応可能な場所としてコンビニエンスストアはいつでも、誰でもが使用することができる利便性ある場所と考えますが、考えをお聞かせください。

**○議長（古舘繁夫君）**　事務連絡室長。

**○事務連絡室長（糸屋定春君）**　ただいまの中嶋議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど中嶋議員が言ったとおり、救命行為が行われないことによって救命率が下がるということは、実は５分で何もしなかったら生存率２５％、４分以内だと９０％というふうに言われております。

ただ、先日の松井先生の講習の中でＡＥＤがあればという内容のことでありますけれども、実はこの件につきましては２０１０年の国のガイドラインの中で言っておりますのは、要するに心停止というのは何種類かありまして、まず１点、ＡＥＤに対応ができる心停止というのは心室細動、それから心室頻拍ということで、難しいですけれども心臓の波形で言えば細かく動いている状態でないとＡＥＤは有効ではないと、完全に真っ直ぐなフラットな心静止と、心停止になるとＡＥＤは全く効果がないというふうに言われています。

そういう中で、ガイドラインの中では、まず最初にやるべきは心肺蘇生法、要するに胸骨圧迫の心臓マッサージ、それから気道の確保、それから人工呼吸です。それをやった中でＡＥＤがあれば装着して、先ほど言ったものに対応して救命率を上げるというようなことでありますので、消防署ではＣＰＡというのは年間３０件余りあるのですけれども、ＣＰＡというのは心肺機能停止ですね、その通報が３０件余りあるのですけれども、第１段階に消防署でまずすることは、通報者に対して心肺蘇生法、要するに人工マッサージをまずやりなさいと、そして周りに応援者がいる場合、そして近くにＡＥＤがある場合、ＡＥＤを用意して使ってくださいというような指導をしております。ということでありますから、救命行為においては心肺蘇生法が優先されて、ＡＥＤは先ではないということです。

それから先ほど言った救命行為の時間的制約、５分から６分という制約から考えますと、議員がおっしゃるように２４時間できるコンビニエンスストアに設置したとしても、まずその使用範囲というのはコンビニ店舗内、もしくは直近の屋外というところで有効だと思いますので、周辺住民への利用効果ということになると、ちょっとないのではないかというふうに思量されます。

そういうことから申しますと、消防としては応急手当の普及、これを第一に考えて、その中でより多くの施設がＡＥＤをつけてもらうということが一番大事ではないかと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　少しは理解させていただきましたけれども、このＡＥＤを２４時間営業のところで設置、コンビニに設置している市町村がふえてきております。美幌町もぜひ設置していただければ、コンビニの中でも、また近所で倒れたときにでもコンビニ

に行って借りてきて使えるとか、そういうこともあると思いますので、また考えていただきたいと思います。

次に、本町で平成１４年７月に一般事業所が設置してから、平成２５年６月までに４４施設に設置されましたが、いつ起こるかわからない災害対策においても極めて効果的な救急救命医療器具と考えられているＡＥＤでありますが、今後、ＡＥＤの普及についてのお考えをお聞かせください。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　先ほど消防長のほうから生存率の話ありました。５分で２５％、４分で９０％ということで、それで仮に１１９番に電話して消防車が到着するのは大体、今の実績でいうと市街地で約４分でありますので、この４分の間をどう措置をするかということで、その中の心臓マッサージももちろん、これは普通救命講習でもちろんやっていただきますし、あとはＡＥＤの使い方の講習もやっていくと、一方でそういうことをしっかりやりながら、やはり議員おっしゃるように２４時間のコンビニエンスストアも大変、有効なことだと思いますので、町で購入してやるかどうかというのはちょっと置いて、やはり設置の要請を引き続きやっていきたいと、そんなふうに思っております。

本当にこの４分、５分というのが生死の分け目といいますか、というようなことなので、私もその実体験者として、命助かったので、ぜひそういうことにも消防のほうに指示して要請活動をしっかりと取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　ぜひ、コンビニと協定を締結するなど、こんな方法を使いながらぜひ推進していただきたいと思います。

今の質問は終わらさせていただきます。

続きまして、期日前投票の宣誓書のあり方について質問させていただきます。

期日前投票所の会場で投票日、用事など投票に行けない方の選挙人の中でも高齢者、障がい者の方などに投票しやすい環境整備が一歩進んで喜ばしく思っております。

また、本年７月の参議院選挙より、期日前投票に必要な宣誓書を本町のホームページからパソコンでダウンロードできるように要望しておりました件も稼働していただき、選挙人の便宜に資することができたと思っております。

総務省自治行政局選挙部通知に従って答弁もいただきましたが、通知内容からかんがみますと、期日前投票時の宣誓書は事前に自宅などで記入できるようにしてほしいとの国民の声があるので、だから創意工夫して国民の声に応えてほしいと受けとめましたが、本町としても同じ声があります。このことに対してのお考えがあればお伺いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　選管事務局長。

**○選管事務局長（石澤憲君）**　ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、委員長が御答弁申し上げましたとおり、裏面に印刷をするか、あるいは入場券のスタイルを変えるか、あるいは同封をするか、この三つの方法が考えられるというふうに考えております。

それで、経費の面からいきますと、もしも入場券を個人ごとに送付した場合、現在と概算ですが３６万円ぐらいアップされることが予想されます。それにシステムの改修費が上乗せされるのではないかというふうに思われます。

もう１点が入場券に期日前投票所宣誓書を人数分同封する場合、先ほど委員長御答弁申し上げましたとおり、割引の郵便料が適用されないというふうなことを考えますと、７月段階で９，９０２世帯でございますので、掛ける３０円で２９万７，０００円が上乗せされるのではないかと、それに宣誓書の用紙代約１万５，０００枚分の用紙代と、それにかかる賃金がプラスされるということで考えてございます。

あわせて本年４月５日に法が成立されて、

１０日に公布施行されました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。それによりまして、本町まだ確定をしておりませんが、従来の執行経費より１５０万円程度、下がるのではないかというふうに考えております。

そういうようなことを考えますと、今後も経費節減、費用対効果、それらを考えますと今すぐ同封できます、あるいはスタイルを変えますというようなお答えはできない状況ですので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　７月の参議院議員選挙からこれを採用しております帯広市の方に効果を伺ってみました。

期日前投票所で宣誓書に記入する高齢者、障がい者の方は時間が今までかかっていましたが、自宅で記入してきているので会場の流れがスムーズになりました。混み合ったときでもスムーズにいきました。

また、高齢者、障がい者の方も自宅で緊張せずに記入できてよかったと、そういう声があったということです。

このように、実施したところの声を聞きますと、期日前投票がしやすい環境になったなと、また業務の軽減されたと感じます。

そのほかに投票率アップの取り組みも全国的に広がっております。そして松山市では、全国初ということで大学、松山大学に期日前投票所を開設したと、そこの大学生の声に選挙に全く関心のない人が多い、投票に行くという習慣ができるきっかけになってほしいと、そういう声でした。

また、那覇市ではこれも県内初めてで大型商業施設に期日前投票所を開設しました。有権者の声には買い物ついでに投票できてとてもやりやすい、そしてこの那覇市は前回の市議選の期日前投票日初日より１．８倍の伸びになったそうです。

また、東京都内では１０年前から開始しているのですけれども、それが今、全国的にじわっと拡大しているものがあるのですけれども、それは選挙に行けば買い物、飲食割り引きを３５歳以下の有権者を対象に行っているそうです。投票所の入り口などで撮った自分の写真を持参すればこのような割引がいただけるということで、また高知県高知市及び松江市では経費節減のため、また市町村合併に伴ってバスで投票支援をしていると、そういういろいろな事例があります。投票率アップに向けて地域性に合った選挙に行きやすい環境づくりに努力されている感じがすごくします。

美幌町もそういう職員の前で書くのが緊張して、すごく緊張するとか、そういう声はこれから高齢化社会に向けてすごく大切な投票しやすい環境というのは、すごく大切なことだと思います。

そういう面からまた考えまして、ぜひ次回からの期日前投票の裏面に宣誓書を印刷する、そういう取り組みをぜひ考えていただきたいなと思うのですけれども、そのことに対してどのように、ありましたらお願いします。

**○議長（古舘繁夫君）**　選管事務局長。

**○選管事務局長（石澤憲君）**　ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、何点か実例が示されていたわけですけれども、業務の軽減につながるかということでございますが、宣誓書自体がなくなるものではございませんので、必ずしも業務の軽減にはつながらないというふうに考えております。

また、投票率の向上につきましても、投票率向上含めた選挙啓発につきましては、選挙の都度、町広報、ホームページ、新聞掲載、あるいは選挙広報車の運行、明るい選挙推進協議会の委員の皆様によります街頭啓発等、各種の取り組みを実施しているところでございますが、実際のところは御案内のとおり選挙の種類やいわゆる争点といったことが、そのときの政治情勢に大きく左右されているの

が現実でございます。

議員御質問のことが直接的に投票率の向上につながるかどうかわかりませんけれども、引き続きあらゆる機会を捉えて啓発活動を実施してまいりたいと思います。

また、投票環境、開票環境、期日前投票ばかりでなく、いろいろな問題もあろうかと思います。環境整備含めて今後とも選挙人の利便性の向上を図るということは行ってまいりたいというふうに思っていますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　道内でも全国的に、北海道内でもオホーツク管内４市町村、答弁にありましたけれども、そのほかに釧路市、音更町、帯広もやっております。だんだん北海道もふえてきておりますので、美幌町もぜひ有権者が投票しやすい環境づくりに挑戦していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。健康マイレージ制度についてであります。

町民が生涯健康で過ごしていただきたいとの思いに立った本町の健康づくりのための取り組む姿勢はすばらしいことであり、また健康維持や健康習慣、そして健康意識高揚のための新たな推進も大切であると考えております。

疾病の早期発見のための特定健診、がん検診の受診者も自己負担の軽減で増加傾向になっていること、また無料にした肝炎検査、エキノコックス症検査は受診率が大きく伸びたことを含め、格安、受診料の設定が受診の伸びに結びつくものと考えます。

また、スマッピーカードプレミアム事業も金額が賦課されます。健康マイレージ制度もポイントが換算されるものです。また、ポイント制度というものは、全国的にあらゆるものに活用されております。日常生活に密着したものになっております。

このポイント制度を健康づくり活動に取り入れて取り組みは注目すべき施策だと思いますがいかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　中嶋議員おっしゃるように、住民の皆さんの健康づくりを増進して、我が町でいえば長生きを楽しんでもらうという、そういう高見を目指していくというか、そのアプローチ方法はいろいろあると思うのです。

それで、健康マイレージを否定するわけではありませんけれども、私どもの町では今は基本的に住民の皆さんの健康づくり、啓発、啓蒙活動は極めて重要だということで、保健師を中心として待つ姿勢から出向いていく姿勢にということに、少しずつチェンジをしていって、一定の成果も出ているということでありますので、引き続きこういった取り組みをしていきたいと思っております。

動機づけの支援というような意味では、このマイレージも効果あるのかなと思いますけれども、私どもの町では動機づけももちろん必要でありますけれども、さらにこういった健康づくりを定着する取り組み、こうしたことをしっかりやっていくことで、住民の健康づくり、そして長生きが楽しめるというようなことにつながると思いますので、いろいろな市で、いろいろな自治体でいろいろなことをやるというようなことはあると思いますけれども、我が町ではそういったことで、今は保健師を中心に出向く、待つということでなく出向いていくということを中心に取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　質問の中に袋井市のちょっと紹介いたしましたが、この袋井市の取り組みをちょっと深く紹介したいと思います。

その前にこの袋井市の取り組みに対しての評価を述べている方、日常ながら運動、健脳運動の考案者で知られるフィットネス指導者

の長野茂氏は次のように評価しております。

健康づくりに運動の継続が大事なのは誰でも知っているが、多くの人が習慣化できずに悩んでいる。そんな中、日常生活で運動する、仕掛けをつくる健康マイレージは市民のモチベーション、意欲を高める点で意義があると評価しております。

この袋井市は、参加方法ははがき型のカードを利用するスマイルカードと、あとは携帯とか、パソコンの活用するｅスマイルの２種類で、日々の健康づくりとして自分に合った運動、食事、ウオーキングの三つの目標を立てて、その実践を市に報告、提出するとポイントがたまる仕組みです。

ラジオ体操出席カードの感覚で、地域の住民に毎日、記録してもらっております。毎月、郵便ポストなどに投函、回収しております。

そこで声なのですけれども、ポイントで御褒美がもらえる魅力もあって高齢者の方からは早食いのくせを直すよとか、腹筋の回数がふえたよなどの報告もあり、効果を感じているということ。あとまた、この特徴は健康づくりに取り組むことで人も町も元気にでき、社会貢献もできる制度であり、行政評価はおおむね有効、おおむね効果的とされております。

また、その地域の和菓子の店主は年々、商品券の利用枚数がふえている、正直、当初は期待していなかったのですが、割安感で旧来のお客様が戻ってきたと、町の活性化策としても一定の手応えを感じていると。

また、市立山梨幼稚園では保護者同士が声かけあって積極的にそのポイントを寄附して、ポイントで楽器とか遊具とかに充てていると、保護者からも健康習慣がつき、子供の教育環境も充実するなんて一石二鳥ねという声もある、また来年も頑張ろうなどの声も定着してきている。

また、２１年から実施している北九州市の行政評価は順調とされていて、前年の１．３倍になったということで、２２年開始の茨城県つくば市は、これは声なのですけれども初めてみずからの行動を変えることができた、来年もぜひ継続してほしいという意見を寄せられているということであります。

ぜひ、美幌町も北海道はまだ取り入れているところはありませんけれども、ぜひ北海道の先駆を切って町民の健康づくりにさらに進めて、こういう制度、いいものはどんどん活用していく、推進していく、そういうまちづくりを目指していただきたいと念願しております。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　先ほど私ども町の取り組み御紹介させていただきましたけれども、私どもはこれに手応えを感じているので、引き続きこのことに全力を挙げていきたと、そのように考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　３番中嶋すみ江さん。

**○３番（中嶋すみ江君）**　今の長野茂氏の行政に対してのお言葉もありました。時代はどんどん便利になり、国民の運動不足の傾向は今後も一層強まる。だから行政はいつでも、どこでもすぐできる日常ながら運動など、継続できる新習慣を提案しながら、常に運動不足解消を啓発していく必要があると訴えておりました。

ぜひ、継続は力なりなので、ぜひ美幌町のやっていることに、またそれをさらに進めながら、またいいものをまた先ほども申しましたけれどもどんどん取り入れていっていただきたいなと思います。

以上であります。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　私どもの取り組みも一定の手応えがあるということと、ほかからの評価も私も聞いておりますので、自信を持って進めていきたいと思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で、３番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開を２時といたします。

午後　１時５１分　休憩

---

午後　２時００分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**〔登壇〕　それでは、さきに通告しました一般質問、大きく３項目について質問いたします。

まず、第１点目であります。第１点目は生活道路の整備として質問をさせていただきます。

まず１点目、町道の整備計画についてであります。町道については、いまだ舗装整備となっていない路線も見受けられますが、住宅街、郊外ともに今後の計画についてお聞かせ願います。

また、修繕も必要な路線については随時、整備しているが、今後の整備計画等についてお聞かせ願います。

２点目、町道認定されていない生活道路の舗装化についてであります。

町内の住宅地には、道路幅等の問題でなかなか認定されていない生活道路が点在しています。従前より、公衆用道路として役目を負っている生活道路の舗装化について、今後の対応をお聞かせ願います。

続いて２点目であります。２点目につきましては、第７期美幌町地域緑化推進計画についてであります。

まず、この１点目につきましては、緑化計画の推進状況と今後の取り組みについてであります。

北海道自然環境等保全条例に基づき、「緑化推進地域」の指定を受けて推進計画を進めていますが、その進捗状況と今後の取り組みについてお聞かせ願います。

続きまして、同じく２点目であります。公園樹、街路樹の植えかえについてであります。

公園樹、街路樹については、植えかえの時期が到来している箇所も見受けられますが、今後の植えかえの計画についてお聞かせ願いたい。また、樹種についての選定の基準についても重ねてお聞かせ願います。

続きまして大きく３点目、予算編成についてであります。

まず１点目、美幌町自治基本条例と予算編成についてであります。

美幌町自治基本条例が施行され、町民との意見交換の場が必要となりましたが、予算編成についてどのように進めるのかお聞かせ願います。

同じく２点目、美幌町総合計画と行政評価についてであります。

予算編成については、総合計画での優先度や行政評価での検証も重要な作業であり、予算編成前に議会、町民への説明等も必要と思われますが、その取り組みについてお聞かせ願います。

３点目に入ります。次年度予算において優先すべき政策について。

次年度予算において、予算措置をすべき優先政策、優先事業について、基本的な考えをお聞かせ願います。

以上、３項目でございます。よろしくお願いします。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**〔登壇〕　松浦議員の質問にお答えを申し上げます。

生活道路の整備について、町道の整備計画についてでありますけれども、本町における道路整備につきましては、毎年、未整備及び補修の必要な路線の現地調査を行い、緊急性及び利用頻度が高い路線を中心とした５カ年の計画的な「町道整備計画」を策定し、計画的な整備を行っているところであります。

今後につきましても、「町道整備計画」に基づき整備を進めてまいります。

町道認定されていない生活道路の舗装についてでありますけれども、道路法に規定する町道以外の私道の取り扱いについては昭和５

９年策定の私道取り扱い要領」に基づき、除雪などの維持管理を行っておりますが、舗装、側溝の整備は原則として行わないこととなっています。

しかし、私道であっても町民にとって必要な生活道路ということもあり、市街地区域内の私道整備の検討を進めたいと考えております。

次に、第７期美幌町地域緑化推進計画について、進捗状況と今後の取り組みについてでありますけれども、美幌町では、昭和４８年５月に「美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定、昭和４９年に「第１期美幌町緑の保全及び緑化推進計画」をスタートしております。

計画では、昭和５０年に北海道自然環境等保全条例に基づき、「緑化推進地域」指定を受け、おおむね５年ごとに見直しを行い、市街地及びその周辺における緑の保全と回復のため、町民や行政など関係機関が一体となって、緑化の実践活動を展開、それぞれの計画において掲げられた目標達成のための努力を重ねてきたところであります。

現在、「第７期美幌町地域緑化推進計画」、（平成２３年度から平成３２年度までの期間）として実施中であります。

御質問にあります進捗状況についてでありますけれども、地域緑化の実績値として第６期までの状況は、まず公園、緑地等の緑被面積として６０万９，７５５平方メートル、街路樹の緑化では３万２，３４６メートルの緑化延長、その他の公共施設、工業用地、市街地、空き地などの緑化として６４．２ヘクタールの緑被面積となっております。

第７期地域緑化推進計画では、緑化推進区域面積を７，０４０ヘクタールとし、地域緑化の目標を公園緑地等の緑化では、緑被面積として６５万平方メートル、達成率９３．８％、街路樹の緑化植栽延長を３万３，０００メートル、達成率９８％、その他の公共施設、工業用地、市街地、空き地などでは緑被面積を４５０ヘクタール、達成率１４．３％となっております。

今後の取り組みについてでありますが、総合計画を初め、「まちづくり」に関する長期計画には緑化に関する政策、施策が掲げられており、他の計画との整合性を図り、具体的な手法を補完する計画として位置づけられた地域緑化推進計画であり、今後とも各種整備計画と一体となって多くの町民の協力を得ながら総合的、かつ計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、公園樹、街路樹の植えかえについてでありますが、公園、道路における樹木等については適切な維持、管理に努めているところであり、現在のところ植えかえする計画はありませんが、枯れた樹木等につきましては、その都度、補植等を行っております。

樹種の選定については、補植のため、原則として同一樹種を植栽いたしますが、枯れた原因及び現況樹木の配置を参考として、景観に考慮した樹種選定をいたします。

次に、予算編成について、美幌町自治基本条例と予算編成についてでありますが、平成２３年４月１日に施行された美幌町自治基本条例では、第３３条において、町長の責務として「町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません」と規定されていますが、予算編成についてはこれまでも私だけでなく、各部局の職員が常日ごろから日々の業務や暮らしを通じて町民の皆さんの声に耳を向けて、その対話の中から町の課題やニーズを把握した上で施策や予算に反映させてきております。

今後も、これらの積み重ねに加え、「車座トーク」、さらには自治基本条例推進の一環として新たに行っております「まち育講座」、「まち育出前講座」など、町民の皆さんと直接、対話できる機会を通じて、これまで以上に広く町民の皆さんの意見を反映した行政運営を進めてまいります。

次に、美幌町総合計画と行政評価についてでありますが、予算編成に当たっては第５期美幌町総合計画の実施計画を基本に行政課題

や施策の緊急度など、総合的に検討し、編成を行い、住民の皆さんが住んでよかったと感じられるまちづくりを目指しております。

平成２５年度の新たな取り組みとしましては、住民の皆さんの町政への意見反映方策として、町の実施しているそれぞれの施策について、どの程度、「満足」されているのか、どの程度、「重要」と考えているのかを把握するため、「住民満足度調査」を実施することとしております。

９月から１０月にかけて１８歳以上を対象に年齢別無作為抽出で２，０００名を対象に実施することとし、来年度以降も実施していく予定であります。

現在も実施しております車座トークや各種団体等の意見交換、まち育講座、まち育出前講座による説明などとともに、この満足度調査の実施及び結果の公表により住民の皆さんの意見をしっかりと行政評価につなげ、重要度の高い施策を予算編成や住民サービスに反映させてまいりたいと考えております。

次に、予算編成について、次年度予算において優先すべき施策についてでありますが、平成２６年度予算においては、国レベルでは地方財政収支試算が発表されたものの、消費税率の引き上げ判断など、「国の予算編成の最終形が見えていない」として、基本的に前年度同額に据え置かれ、地方交付税総額などは国の予算編成の動向を踏まえて年末に調整されると報じられております。

一方、町レベルにおいても、国の見通しが不透明なことから、今後の予算編成に向けて情報収集に努めるとともに、国の概算要求や社会経済の動向を的確に把握した上で事業を再構築する必要があります。

このため、現時点において具体的な事業を申し上げる段階にありませんが、第５期美幌町総合計画を母体として、中でも町民の皆さんの日々の生活の中で最も重要な要素である行政サービスの安定的、かつ継続的な提供、すなわち「安全・安心な環境を提供していく」施策、事業及びマニフェストの実行を優先に据え、一方で健全財政を保持しつつ、財政運営計画を着実に実行していくことを基本的な考えとしております。

以上、御答弁を申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　大きく三つありますが、ほとんど住民条例に沿った形での私の質問と考えております。

それではまず、１点目の生活道路につきまして、まず一つ目の町道整備について、今、回答の中で５年計画をつくっています。また、町道整備についても随時、計画の中でやっていますよという回答でありますので、これに沿って若干、再質問いたします。

現在、美幌町の町道については住宅街、郊外含めまして未舗装の部分、あとは補修の必要な部分も多々目につくところも出てきていると。ただ、残念ながら国の予算、また地方予算等の中で道路に使えるお金が過去から見たら相当厳しくなっているという中で、多分、部局のほうもその中でできる限り順番等、もしくは補修の内容について吟味してやっているというのが私も十分理解できます。

ただ、その中であそこはどうなのだろう、ここはどうなのだろうという形で結構、町民の皆さんから質問等も私、受けております。

そういうことで、今回、この町道の整備という部分なのですけれども、たまたまことしも畑総の取りまとめだとかで郊外の農道、要するに町道の一部がその受益になるのではなかろうかという部分もありまして、そういうふうな郊外の道路、これについては美幌町の予算というより、美幌町以外の、要するに国、道の予算が該当になるような道路につきましては、今現在、部局のほうで相当、厳しく取り組みのほうで頑張っているというのはわかりますが、これが全部が予算申請が通るわけでもないし、基準も基準ですから、基準に合わなかった場合、もしくは基準を変える場合、美幌町として町道整備という計画の中

で、どのようにそれを取り進めていくのか、この辺が私は今回、聞きたいことでございますので、町内、町外含めまして町道計画において町長の考えております整備計画の基本的な部分だけ、町長から御答弁をいただければありがたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　認識は議員と全く同じでありまして、市街地の道路は大分傷んでいるということを私も認識をしているところであります。

それで、財源措置も昔は交付税措置で臨時地方道路整備事業債だとか、都市計画事業だとか、いろいろ事業として取り組みやすい道路整備のやつがありましたけれども、だんだんこれも基準が上がって１０億以上の道路でないとだめだとか、あるいは廃止見直しされた起債事業もたくさんあって、非常に財源を確保するに苦慮しているというのが現実であります。

ただ、そういっても生活道路であり、経済、あるいは生産活動を支える道路でもありますので、年次的に取り組んでいかなければいけないとは思っておりますので、単発ではなくて、計画をつくって計画的に、総合的に少しずつでも進めていかなければいけないという思いであります。

道路整備の内容については未舗装の道路を舗装化するというのと、あと舗装道路になっているところをオーバーレイといって、上にもう一度舗装をかけるというようなこともあります。

それから、舗装済みのところをオーバーレイするなり、あるいは改良していくというような方法があると思うのですけれども、いずれにしろ相当傷んでいるという状況が私ども認識しておりますので、できるだけいい材料を見つけながら、むしろ一々国が地方、フリーハンドで使っていいお金が随分、補正予算、景気対策で出てきましたので、できればそういうお金をいただければ、私ども別に基金に積み立てるわけでもないので、そういった今までできないところをしっかりスピードアップして取り組むことができると思いますので、これは逆に松浦議員にも国の先生方のルートがあれば、何とかそういうこともお願いしたいと思いますけれども、私どもも日ごろからそういう訴えをしておりますので、いずれにしましても現況の中では年次的に進めていくというのが基本になると、そのように思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　ただいま町長の答弁の中で、年次計画等ですね。私、議員になりまして町道整備等の年次計画等の資料がなかなか確認とれるような場面に遭遇していないものですから、今回、ぜひ年次計画等も含めまして予算編成前に現況が一体どのような順番になっているのか、あの路線、この路線について、何が問題になっているのかという部分が、なかなか行政と議会の中で意見交換もないものですから、ぜひ何かの手を打ちたいなと思っています。

今、町道整備ということで、たまたま気づいたのは順番がわからないのですね、我々は。どの部分が優先になっているのか、あの部分はいつなるのか、もしくは逆に言えば何か問題があるのかとかという部分を行政にかわって町会議員もいろいろな部分で町民との意見交換も必要になる場面もありますので、そういうところではこの道路整備計画については私もきちんと中身を知りたいと、ついでに申しますと町の中もさっき町長が言ったとおり、終わりも含めて年度がずれてしまっているのではなかろうかという地区も、町のほう努力している中で５年なり、４年なりおくれてても順番に入っているのではなかろうかという期待している人方もいますので、ぜひ道路の舗装、補修についての計画については明確にすべきかなと思っております。

また、先ほど一部ふえました郊外、郊外の農業なり産業で使っている道路の一部が、まだ意外なところが未舗装のままでございます。

今、農業問題もＴＰＰの問題だとか、新しい農業政策の中で、どうしても舗装されていない場合、せっかくいいものをつくってもほこりまみれになったり、出荷時の体制がおくれたりという部分もありますので、美幌町の産業界のためにもそういう道路についての政策をきちんと打ってもらいたいと思っております。

そのまま二つ目の認定されていない生活道路の対応というところに入ります。

実は美幌町の町内、要するに住宅街の中に最近、宅造したり、造成した場合は法律の中できちんとした道路の整備という部分をうたってやっている業者が多く、なおかつすぐ町に寄附しまして、町道認定を受けて舗装化なっているというのが今、ここ数年、数カ所相次いでできています。

ところが、昭和３０年代に宅造したとき、たまたま今より道路の案件というのですか、道路の法律の適用が若干解釈が今より緩やかなときに道路が４メーター以内の道路、要するに昔は２号道路といいまして、４メーターでも道路認定受けましたけれども、そうでない道路等があった場合、現在は町道として認定を受けないまま数十年たっている道路が美幌町内に数カ所、多分、数カ所だと思うのですけれども、今、残っていると思います。

その道路につきましては残念ながら、町の寄附行為として４メーター切っている、また排水路の関係もなく町の寄附行為されないまま、なおかつ生活道路としてはありますけれども、認定されない道路があります。

これらの地域者、要するに住んでいる方はそういうことになるとは思わないで宅造したところを買った、もしくは業者も宅造したということで、そういうところに住んでいる人方は美幌町に対して固定資産税も都市計画税もきちんと払っていると考えまして、私もいろいろなところでその町民の方からも質問されたりしています。

その中で、数カ所から昨年、その前から町に対して舗装化についてのお願い等が上がっているのではなかろうかと思います。当然、住民基本条例に沿った中で意見書を上げているというのも聞いております。

そういう地区が自分たちの判断としてそこに家を買ったわけではなく、道路がきちんとあるから買ったのであって、それがなかなか町道にならない、町でいうところの舗装工事にならないというとなりますと、余りにもちょっと同じ町民としまして、そういう道路が整備してもいいのではなかろうか、また美幌町長が今、土谷町長ですので、町長の判断の中でできる限りそういう道路についても目を向けてもらいたいと私は思っておりますので、ここの回答には一部、今後、検討に入ると書いていますけれども、町長のこの二つ目、生活道路の整備についての考えをぜひ示してもらいたいなと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　年次計画について、明確にすべきではないかということですけれども、順番は別として何路線ぐらいあってとかということであれば問題ないと思いますけれども、１番から例えば１０番をつけたものを、これを行政のほうの説明なく議員さんのほうでやると、議員さんのほうに逆に迷惑をかけると、順番が違ったり、いろいろな要素があって順番変わるというようなことがありますので、順番は別としてどういう形で議員さんにこの道路整備をしていくかというようなことを説明できるのか、ちょっと検討してみなければいけないと、こんなふうに思っております。

それで、周辺地域、農村地域にもまだ未舗装のところがあるということで、これも昔、道路整備するに当たっては市街地については都市計画、街路の整備事業もありましたし、先ほど言った臨時道路整備事業債というのもありました。

それで、周辺地域については畑総の線整備で随分、進めてきた経過があるということでありますが、なかなかこれらの財源が厳しくなってきているというのも片方ではありまし

て、なかなかそういうルールといいますか、内部のルールは今、順調に進んでいけないという、ちょっと残念な面もあります。いずれにしろ１回目、２回目に答弁させていただいたように、尺取り虫みたくなるかもしれませんけれども、年次的に少しずつ足を延ばしていくしか今のところちょっと手だてとしてはないのかなと思っております。

それから、私道の扱いでありますけれども、これも私どもで昭和５９年に制定しました私道の取り扱い要領がございまして、これに基づいて今、整備をする、あるいは維持管理の部分で、例えば除雪であるとか、そういう基準を設けていますので、生活道路ということであります。日常的に使う道路であるというようなところに着目して、維持管理の一部をお手伝いさせていただいているということであります。

ただ、我々要綱をもってそれに基づいて今まで進めてきたというようなこともありますので、これをどう見直せるかどうかは、今後の一つの課題になってくると思いますけれども、一時は開発行為でいろいろ宅地分譲したり、そのときに狭い道路をつけて町道の認定にあわないのでそのままになったというケースもあると思いますので、そこら辺、どういう整備ができるのかちょっと研究してみないと、今、直ちに私の権限でわかりましたと、それをやりましょうということにはなかなかなり切れない部分がありますので、過去にそういうことをやってきたという、その実績もあって、その辺もありますので、どうできるかはちょっと研究すべき点ではないかと、そのように受けとめております。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　今、道路の計画につきましては部局、もしくは横断的にいろいろな住民活動課だとかへの町民の要望等もあると思いますので、その中でまた適宜、こちらに公表できるものがあれば早目に教え願いたいと思います。

また、生活道路につきましては町長の権限というより、ぜひ町長を筆頭とした形の中で早目に取り組みをしてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、同じく道路に交わる話になりますが、第７期美幌町地域緑化推進計画ということで、進行状況なり、内容については第６期、第７期の書類を見まして適宜に執行されているというのは大体つかんでおります。

ただ、緑化計画の３５ページ。緑化整備計画の期日ということで、２３年から２７年、これが整備計画の年次という形でうたっていまして、緑化計画は３２年までですけれども、整備については２７年までですので、ことし２５年となると、２６年、２７年、あと２年間でどう整備するのかとなると、そろそろその整備計画等に着手すべき時期なのかなと思ったので、今回、一般質問をいたしました。

何をこの中で私は質問をしたいかというと、町道と公園樹について一部そろそろ植えかえ時期が来ているのではなかろうか、もしくはどうなのだろうかということが多分、住民活動課のほうにも町民のほうから意見なり、確認なり、現局の建設部かもしれませんけれども問い合わせが行っているのかなと思うのです。

街路樹につきましては、どうしても道路の中につけるとなると、舗装ですね、歩道の上につけるとなると電線があると。この電線が大体、おおむね電線法の関係で５メーターという形で電線張っていますので、残念ながら我が美幌町の道路の街路樹の相当数が電線の下に植樹帯があるものですから引っかかってしまっているところが多いのです。

これについては、私はたしか６年前、７年前にも街路樹についての考え方について質問した中で、適宜に維持管理をし、芯を切らない、同時に今後について、樹脂についても検討に入るべきという形で、それについても当時、適宜に政策の中で進めるという回答をもらっていまして、６年、７年たちまして、そろそろ時期が来たのではなかろうかというと

ころで町長に街路樹、公園樹の入れかえが必要な場所について今現在、町長はどのようにそれを判断しているのか、これだけ。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　緑化をどう進めるかについては、地域緑化推進計画というものを持っていますので、これに基づいて進めていくというようなことになると思います。

それで、町の中に主に街路が中心になると思いますけれども、植樹ますがついておりますので、例えば花見橋に至る１号道路は愛称というか、街路名が桜通ということで、桜並木にしたいという当時の思いがあって、多分、桜を中心に植えていったのだろうと思います。

それで、去年、一昨年だったと思いますけれども、ちょっと咲かない木もあるので、そこは補植していこうということで、そういったことをやっております。

いずれにしろ樹種を全部、路線ごと変えるというのはなかなか難しいと思うのですが、ただ私も思うのは議員も一緒だと思います。秋の紅葉時期を迎えると周辺が秋の姿に変えますが、最近、赤が物すごい足りないなというようなイメージをしております。紅葉の中の赤が足りないなと。これは何かといったら、やはり広葉樹が少ないのだろうと、そして雑木林もなくなってきているということで、どちらかというと針葉樹のカラマツが中心に何色といったらいいですか、ゴールドといっていいいのか、そういう一色になるということで、そういう中で街路の例えば銀杏並木のところもありますし、そういった意味では広葉樹が植っている街路というのは極めていい風景だろうなと思っておりますので、引き続き広葉樹を中心に守っていかなければだめだと思います。全滅になれば樹種を変えるというようなことはあると思いますけれども、まだらに植えていくというのも見栄えとして、景観としてどうなのかということがあると思いますので、雑木林風なものは実がなったり、葉が色づいたりするのは、森林公園で、緑の村の中で、そちらでやっているので、そちらのほうに任務を与えて、そちらのほうでしっかりとした取り組みをしていきたいなと思っております。

いずれにしろ都会の中心部はかなり緑化というか、昔の原生林を含めてかなり木を守るというような、緑を守るというようなことをやっておられるというのはつくづく感じていますので、我々そういうことに緑化推進計画の着実な推進をぜひとも図っていきたいと、そんなふうに思っています。木を大事にしていきたいと、そのように思っています。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　実は今、町長おっしゃいました植樹の場所というのですか、美幌町の場合、たまたま美幌町だけではございませんけれども、電線の下、もしくはＮＴＴの電話線の下にどうしても木が植わさるような位置があるのです。それを外すとなると、道路の整備のとき、一部直すのも必要なのかなと。

もしくは極端にいうと電線の下には大きくならない木を置くしかないと、そうなると交通のときに運転席から見にくいだとかありますので、そうなると本当にどの木がいいのかも含めまして、僕は地域の方々と極端に言うと落ち葉の関係でいろいろな部分で役場の職員も苦情を受けたり、トラブルになったりすると思うのです。

それをすっきりするのには思い切って苦情の出た地域の木をどうするか考えるべき時期かなと。なおかつ萌芽、要するに芯がない木は萌芽になりますので、もうその萌芽も実際の木ではなくっていますので、それが実際は木でないと考えていいのかなということで、ぜひ町長にこの道路を含む道路整備と、道路から見る景観、環境整備について取り組んでもらいたいと思いますので、ぜひ町長の目ですね、美幌町の街路、もしくは公園、ゆっくりと見てもらいたいと、その中で判断してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。何かありますか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　本当に木を育て守るというのは、非常に息の長い仕事だなと、そんな思いを改めてしているのですが、広葉樹だと葉っぱが落ちて非常に近所の方に迷惑をかけたり、交通の支障になったりというようなことあるので、やはり地域の皆さんのいろいろな意味での理解と御協力がなければなかなか難しいという思いをしております。

それで、春先になると美幌峠に向かう道路に白樺の木が青い空をバックに非常にいい景観をつくり出しているというようなことがあると思います。

これも多くの団体の皆さんがいろいろな試行錯誤して、失敗したりして、あるいは電線にかかるので上をカットしたり、トラクターが横切るときに非常に見にくいということで、一部、交差点のところをちょっとずらして切ってみたり、いろいろな工夫してやっていますけれども、いずれにしろ緑を守り育てるということは時間がかかる、そしてその上でいい癒やしというか、我々に与えてくれるというようなことでありますので、何回もなりますが、そういう緑を大事にしていくということを引き続きやっていきたいと思っていますし、また美幌町では桜の名所をつくる会も一生懸命みどりの村中心に、あとは線と面でいろいろやっていただいていますので、そういった住民の皆さんの活動も本当にやっていただいているということで、感謝を申し上げながら見守りたいなと思っておりますし、我々できることをしっかりと取り組んでいきたいと、そのように思っています。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　それでは、緑を守る運動、僕も一員でありますので、ぜひ取り組みのほうを前向きにお願いします。

それでは、本日の３番目の質問。きょう１番目から実は美幌町自治基本条例という部分を引っ掛けて話すつもりでしました。

実は、なぜ予算編成と住民自治条例、もしくは総合計画、そして行政評価となりますかといいますと、住民条例ができまして今、２年目に入ったということで、１年目はいろいろなことを考えながらいこうではないかと、２年目、３年目に向けて改善余地があるのか、なかろうか含めて検討に入ろうと、たまたまこの住民自治基本条例の作成委員、終わった後、この委員を２年ごとの任期ということで、ことしが２年目の任期の最後の年で再任されるかどうかも含めて、再任も数年間オーケーとなっていますけれども、２年ごとの任期期間ということで、２年間の締めくくりもこれからかなと思いますので、その前に確認をとろうと思って質問でございます。

まず１点目の自治基本条例と予算というところで、回答の中にも町長からは町民との意見の交換の場を設けなければなりませんと規定されていると、これは憲法ですから、この回答の中で、部局が日ごろから住民の声に耳を傾けて予算に反映させているという答弁があります。住民条例では、行政がその場を設けるとなっていますので、その場をどう設けたのかを私はまず聞きたいなと思っております。

続きまして、美幌町の総合計画と行政評価という部分におきましては、実は美幌町は１０年ごとの総合計画ということで、ことしはたしか８年目かなと思うのです、総合計画が。そうなりますと、残り２年間の総合計画において、数年ごとの見直し、行政評価なり、もしくは総合計画の作成委員にその情報をキックバックするという形で進んだはずの総合計画、これについても住民基本条例できてからどのように町民に説明したのかが私は今、御理解できないのでこの質問をしたい。

続きまして行政評価、これについてはたしか私が調査した中では、行政評価についてはことしの春に２４年度の行政評価がもう終わっているはずかなと思うのです。この行政評価につきましては、行政評価の取り扱い要領では、速やかに議会に公表すること、情報をすぐ議会に渡すことという形になっているのかなと、いまだに詳しい説明を受けており

ませんので、どうなっているのか。

まず、この三つを先に御確認したいのです。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　ちょっと質問が多くて漏らしたら言っていただきたいと思いますけれども、自治基本条例の中の第３３条に町長の責務ということで、具体的には私の責務を求められているわけです。

その中で、町長は町民との意見交換の場を設けなければいけないということで、予算編成後の新しい予算できての中での町民の皆さんとの話し合いの場も実は設けていました。

それと、私、１回目の当選以降、やはりこちらからしっかりと住民の皆さんのところに足を運んで向かい合うことが極めて重要だということを公約の一つにして当選させていただきました。

その中心となるのが車座トークというようなことで、これも結構、回数を重ねてきたのですけれども、最近ちょっと声のかかりが悪くて、むしろまち育出前講座とまち育講座が非常に大好評で、職員も住民の皆さんの声に応えるようにさまざまな工夫をして職員が住民の皆さんの前のほうに出向いていって、いろいろなお話しをさせていただく、そしてその中で美幌町の将来のために必要なもの、あるいは予算として当面、必要なもの、そういったものをどんどん吸収して、具体的にすぐできるものについてやっておりますし、時間かかるものについては中長期的な計画の中に盛り込むというようなことで進めているところであります。

私もいろいろな機会を通じて町民の皆さんの声に耳を澄ませているというのが現実でありますので、意見交換の場を決して扉を閉じているわけではなくて、もうちょっと外に向かっていく必要があるかなと思っています。精一杯、自分自身ではやっているつもりでありますけれども、なお努力を続けていきたいと、このように思っております。

それから、行政評価のことについては、実際のほうは担当部長のほうから答弁させていただきたいと、そのように思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　総務部長。

**○総務部長（平井雄二君）**　行政評価につきましては、松浦議員の質問にありましたように２４年度決算をもって一定の評価をなされているはずだということでありますが、２４年度の事中評価を行いまして、２５年度にも反映をさせたのですが、いまだまだ試行段階ということで、その事中評価自体がなかなか評価の内容が非常に難しいといいますか、もうちょっと検証する必要があるということで、事中評価の内容をもって事後評価の行政評価にはちょっと、もっともっと検討の余地があるということで、まだ施行をもう１年させていただきたいというのが今、現状でございます。

一方で、２５年度予算編成に向けては、答弁書にもありましたように住民の声を聞くということで重要度と満足度を並行して、住民の意見を聞いて、それを予算に反映をするという形の試行的なことでの行政評価を取り入れてまいりたいとういうことで、当初、見込んでいた行政評価につきましては、もう１年、じっくりと時間をかけて研究してまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　たまたま行政評価要領を見ますと、最後の最終判断は総務部長ということになっていまして、仕事がお忙しいのか、判断の基準等の設定にあずっているのかというのかなというふうに思ったので、ちょうど答弁をもらいましたので、行政評価につきましてちょっと質問いたします。

我々議会議員も数年間にわたりつくった基本条例でありますので、この条例の中にある規定の中で一番大きいのは情報の共有化と、第２章の情報の共有化という部分が大きいウエートを占めていると私は思います。

というのは今回、行政評価が終わった後、では今後どういうふうな形でもって次年度の

施策対応に乗るのか、総合計画との関連をどうするのか、今回の３番目の質問にある次年度予算に向けて町長の方針どうなのかとなりますと、予算編成するに当たり、町民の意見なりを聞いた中で予算をつくることになるのではなかろうかと、住民条例ができてから、私はそう判断していましたので、そうなると我々議会側にも行政評価の公表なりを前もってしてもらわなければ、逆に町民と意見交換する行政側の中において、議会議員が何も情報を知らないというにはならないのかなと思ったものですから、行政評価についてどのような進捗なのかが重要かなと思いました。

現況、総務部長のほうから今、施行だと言っていますが、基準が難しいのかどうかわかりませんけれども、予算編成前、町民の意見を聞く前に、同時でもいいですけれども、議会側らしめせる時期はないのかどうか、確認とりたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　総務部長。

**○総務部長（平井雄二君）**　先ほど説明いたしましたように、２５年度の予算編成に向けては住民等の満足度調査、満足度重要度を行いまして、それを公表をいたします。

その内容によって、予算編成に反映をさせていきたいということですので公表をいたしたいと考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　満足度調査を公表するということですね。行政評価を、結果を、満足度調査の。

行政内部での行政評価については公表しない、できないのですか。

**○議長（古舘繁夫君）**　総務部長。

**○総務部長（平井雄二君）**　先ほども言いましたように２５年度の予算編成に向けては事中評価をもとに予算を反映いたしました。

２５年度につきましては、事後評価、本来であれば、予定であれば事後評価を行って、それに基づいて予算編成を行う予定でありましたけれども、この行政評価の内容がもっと検証が必要だということで、今回は満足度調査をもって行政評価といたしまして、それを予算に編成させるとともに、もちろん事前に公表いたし、そういう手法をとりたいと思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　ここで論議してもしようがないのですけれども、満足度調査と行政評価が組み合わないのでよく理解できません。

満足度調査そのものは町民のアンケートの中で町民の満足度はどうなのだという部分では相当、僕はいい手法だと思っています。この取り組みも２，０００人規模でアンケート調査すると、私はこの２，０００名の方が全員いろいろな意見を書いてもらいたいなという望んでいるほうでございます。

それと、行政評価とは意味合いが違うのかなと思っていますので、なぜかといいますと、住民基本条例でいきまして、我が議会側からも町民との意見交換、報告会等をやらなければいけないということで議長を初め取り組んでいます。

行政についても町長もおっしゃる車座トークだとか、あとは出前講座、まち育講座、これについても去年から始まって、試みとしてはすごく僕はいいことだと思っています。あと残れされているのは町民の意見、町の考え方、議会側の情報の共有という部分、この部分が最後どんな形であろうが２５年度中に、２６年度予算に向けて進めば２６年度予算が本当にいい予算ができるのかなと私は期待して、今回望んだ次第でございます。

時間が残り少なくなってきましたので、まず続きまして３番目の次年度予算というところにちょっと質問を変更いたします。

町長のほうから次年度予算については国レベルの数字の先行きがまだ見えていないと、これは本当に私もそのとおり実感しております。与党ではアベノミクスという言葉で、あとはオリンピックが東京に決まったということもありまして、浮揚対策、景気対策となっていますが、地方においての景気対策が全然

見えていないというのが多分、町長もここに書いてあるとおりかなと思っています。

しかし、国の政策でなくて私の質問したのは町長の優先すべき政策は何ですかということなものですから、当然、町長の回答の中では総合計画をきちんと進めたいということと、マニフェストに沿った中でやりたいということを書いていますが、残念ながら今、ここに書いてあるマニフェストの中の優先順位が町長の優先順位がわからないものですから、何を指してマニフェストの優先だという部分で、マニフェストの部分は優先しますと書いていますけれども、マニフェストのどの部分を優先順位に入れているのかがちょっとわからないものですから、もし町長のほうでＡ、Ｂ、Ｃでもいいですけれども、不特定多数ではなくて、これと、これと、これはとりあえず優先順位なのだというのを口頭で言えるものでありましたから、まずお示し願います。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　次年度予算に優先すべき施策ということでありますけれども、議員おっしゃるとおり今、毎日、新聞、テレビにぎわしておりますけれども、例えば概算要求の基準がいわゆる頭打ちをしないということで、９９兆も上がってきているというような状況もあるようでありますし、また税と社会保障の一体改革の来年の消費税の８％、これもまだはっきりしないというようなことで、極めて不透明と言えば不透明の今、状況にあるということで、今、直ちに今、優先すべき具体的な施策は何かということは示されることは難しいと思いますけれども、いずれにしろ総合計画にしろ、マニフェストにしろ、私が思うのはまず優先すべきは町の美幌町の発展、そして町民の皆さんの住んでいてよかったという実感ができる、そういう幸せ、こういったものをしっかり取り組むこと、それと美幌町の将来にとってこれは不可欠だというものをしっかりと見きわめた上での政策に反映していくということで、近い将来と遠くの将来をしっかり見据えた予算編成が極めて重要だと思いますし、その基盤である健全財政がしっかりしないと安定的に継続的に行政サービスはもう不可能でありますので、そういうところを優先、重点、優先、集中的にそういったものを取り組んでいきたいと思っております。

それで、マニフェストの何を１から５、あるいはＡ、Ｂ、Ｃでつけるということですけれども、私は全部推し進めないとだめだと思っておりますので、五つの約束と３６の事業をしっかりと任期中には取り組んでいきたいと、その覚悟で毎日奮闘していますけれども、なかなか状況は厳しい状況でありますけれども、どんな大きな課題でも一つずつ乗り越えていかなければいけないと思っておりますので、しっかり頑張りたいと、そのように思っています。

**○議長（古舘繁夫君）**　６番松浦和浩さん。

**○６番（松浦和浩君）**　実は予算編成に当たりまして、我が議会議員としても行政といろいろな意見交換なり確認等がこれから出てきます。

その中で、たまたまとある近い議会がつくった議会条例の中にあるのは、何を審議するか、何を行政と確認するかというので政策立案の背景はどうなっているのか、提案に至るまでの経過はどうなのか、他の自治体と類する政策とその比較とその内容だとか、続きまして住民参加の実施の有無とその内容、総合計画との整合性、近々にかかわる財源措置はどうなのか、そして将来にわたる行政コストがどのようになるのか、こういう部分をとある議会はきちんとした予算審議に当てはめようという動きが数カ所のほうで出ています。

我が美幌町も住民条例ができたということになりますので、こういうふうな部分をぜひ町民との意見交換も踏まえて行政との審議をやらなければいけないと、ただこれは３月議会に提示された予算の前に次年度のほうはどうだったのか、では２４年度、２５年度はど

うだったのかということを考えますと、時間がまだ９月でありますので、まだ残された時間がいっぱいあります。

その中で、たまたま町長のほうからも国の予算が見えていないという部分もある中で、たまたま新聞等で介護制度の一部を自治体に負担したらどうだ、もしくは住民のボランティアで補ったらどうだというような、介護制度の変更等も出てきているとなりますと、一つの行政が悩むより僕は次年度に向けてオホーツクの町長たちが集まりまして、地方の景気、地方の財政、地方の医療福祉をどうするか、こういうのをぜひ議会側のほうにも大きな声が頑張っているという町長の活動を見たいと思っていますので、ぜひその部分、最後、町長に確認して終わります。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　先ほど答弁したように、町の発展であるとか、町民の皆さんのためにというようなところが、やはり今、先がなかなか見えない中では、そういうことを主眼に置いた予算編成をしなければいけないと思っております。

議会の皆さんにという話ですが、自治基本条例は住民の皆さんが主人公のまちづくりということで、議会の皆さんは権限、権能持っておられますけれども、住民の皆様はなかなかその手段がないというようなことで、やはり議会の皆さんはこういう場、あるいは委員会の場、その他の場でいろいろな論議、我々とできると思います。町民の皆さんはなかなか難しいので、我々が積極的に前に向かって、住民の皆さんの前に近づいていって、いろいろな声を聞きましょうということでありますので、議会の皆さんについては権限、権能のもと、私どもはそれに合わせながらいろいろな論議をしていきたいと、そんなふうに思っておりますので、パワーのほうは両方とも住民の皆さんにもパワーを使いたいし、議会のほうにも使いたいと、とりわけ住民の皆さんにはこっちから出向いてというようなことに主眼を置いて今後もいい町政ができるようにしっかりと頑張っていきたいと、そんなふうに思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で、６番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開を３時１０分といたします。

午後　２時５９分　休憩

---

午後　３時０９分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**〔登壇〕　さきに通告いたしました、３項目６点について順次質問をさせていただきたいと思います。

学校給食の充実と食育基本計画についてであります。一つ目といたしまして、完全米飯給食の推進についてでございます。

昨年９月議会において、完全米飯給食の移行について質問させていただきましたが、移行する考え方はないとの答弁でございました。

しかしながら、検討に当たっての課題やその解決策についてどのように考えられているのかお聞かせいただきたいと思います。

二つ目は「弁当の日」の実施についてでございます。

子どもがつくる弁当の日は貴重な先進事例として参考にし、検討課題とさせていただくとの答弁でしたが、これまでどのような検討をなされたのか、その課題や解決策についてどのように考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

三つ目、地産地消の推進についてであります。

学校給食における地場農畜産物の購入をできるだけ図りたいとの答弁でしたが、直近の地場農産物の使用状況及びこの間の取り組み状況についてお聞かせください。昨年の質問の中で私は「学校給食地場農畜産物利用促進

協議会」の設置を提言しましたが、検討状況をお聞かせください。

四つ目、食育推進基本計画策定についてであります。

国が定めた食育基本法では、市町村には食育推進基本計画作成の努力が求められていますが、平成２７年度末までの策定スケジュールの検討状況をお聞かせください。本計画の担当部局はどこが担当するのかもお知らせください。

国の第２次食育推進基本計画では、学校給食における地場農産物を使用する割合を平成２７年度末３０％以上を目標値にしております。町としての取り組み方針をお聞かせください。

二つ目、市民後見人活動の推進、市民後見人活動推進協議会の設置についてでございます。高齢化の進展に伴い、判断力が低下した高齢者・障がい者など契約行為や財産管理などを本人にかわって行う市民後見人の養成講座を本年２、３月ぶ美幌町・津別町・大空町の連携で実施しておりますが、美幌町で必要とされる市民後見人の数や本事業を主体的に担うべき町としての役割、課題についてお聞かせください。

また、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の現状や課題をどのように把握されていますか。本人が住みなれた地域で継続して安心して暮らすことができるよう、地域での支え合いの仕組みを築き上げるためにも社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者団体、民生委員、法律専門職等の関係者による「市民後見活動推進協議会」を設置し、市民後見人の活動を支えていく必要があると考えますが、町としての今後の取り組み方針をお聞かせください。

３点目であります、陸上自衛隊駐屯部隊充実期成会活動について、その取り組み姿勢と情報の共有についてであります。

陸上自衛隊美幌駐屯部隊の充実整備を図るため、町長をトップとする期成会が組織され、陳情活動、講演会、町行事の支援など、期成会を構成する役員、団体などを中心に積極的に取り組んでおられますが、平成２４年度の取り組み状況及び美幌町にとって極めて重要な位置を占める美幌駐屯地の現状や課題についてお聞かせください。

また、役員、団体中心の活動から広く町民に周知し、ＴＰＰ交渉と同じように町民の関心を喚起し、オール美幌町で充実整備のための諸活動を取り組みながら、情報の共有を図るべきと考えますが、町長としての決意をお聞かせください。

また、議会に対しても町長として定期的に期成会活動状況を報告する考え方はありませんか。

以上で、１回目の質問を終わりたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**〔登壇〕　上杉議員の質問にお答えを申し上げます。

学校給食の充実と食育基本計画については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、市民後見人活動の推進について、市民後見活動推進協議会の設置についてでありますが、町では認知症高齢者や知的精神障がい者など、みずから判断したり、意思表示がすることが十分でない方々が安心して地域で生活を送ることができるよう、その権利を擁護するため、社会福祉協議会や地域包括支援センターを中心に福祉サービス利用の援助や成年後見人制度活用への支援を行っています。

平成２４年４月１日から施行された改正老人福祉法において、市町村の努力義務として後見等にかかる体制の整備を行うことが規定されるとともに、都道府県の努力義務として市町村の後見等にかかる体制の整備の実施に関し助言、その他の援助を行うことが規定されました。

北海道では、市民後見人養成等推進事業を平成２４年度から３カ年計画で進めており、１，２００人の後見人候補要請を目指してい

るところであります。

初年度の２４年度は１０市町村でモデル事業を実施し、オホーツク管内では美幌町、津別町、大空町で３町市民後見制度検討委員会を設置して、養成研修を行い、３６名が養成研修を終了したところであります。

御質問の市民後見人の数や本事業を主体的に担うべき町としての役割、課題についてでありますが、権利擁護に関する相談は年間３件程度、社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の利用者は６件という現状であり、家庭裁判所においても市民後見制度の事例がなく、市民後見人の必要な数は現状では把握できておりません。

成年後見制度の利用者は今後もニーズの増大が予想され、地域の権利擁護の担い手として専門職以外の市民後見人の果たすべき役割は極めて大きく、町としての制度整備を進める公的責任がありますが、動き出したばかりの制度であり、管内においても実施期間を設置している自治体もないのが現状であり、成年後見人制度を必要とする人の把握もできていないことから、機能的な組織をつくるための手法やニーズ調査、情報収集に苦慮しているところであります。

また、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の現状についてですが、利用者数は平成２３年度が５件、平成２４年度は６件となっており、成年後見制度への移行については今後、必要にある状況にあると考えております。

御質問の「市民後見活動推進協議会」の設置についてでありますが、市民後見活動が機能するには、行政のみではなく、支援、監督まで行う一貫した体制を構築し、継続的な支援体制を組む必要があります。そのため、３町市民後見制度検討委員会事務局において協議を行った結果、実施機関については３町共同ではなく、各町それぞれが設置するための準備をすることで確認を行ったところであり、今後も社会福祉協議会や地域包括支援センター、関係団体とも連携を図りながら体制自体が十分、機能するような機関をつくっていくために調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、養成研修終了者の支援については、引き続き行うことが重要であるため、３町で支援していくこととし、美幌町においても社会福祉協議会が市民後見人養成講座修了者や日常生活自立支援事業生活支援者などを対象に学習会を３回開催したところであります。

市民後見を推進するには、市民後見を含めた成年後見制度に対する理解の浸透を図り、地域社会に対する働きかけが必要であります。

成年後見制度とともに、市民後見自体の啓発活動を行い、周知徹底を図っていきたいと思っております。

次に、陸上自衛隊駐屯部隊充実整備活動について、取り組み姿勢と情報の共有についてでありますが、陸上自衛隊美幌駐屯部隊充実整備期成会では、美幌町議会を初め、各構成団体の皆様の期成会活動に対する御支援と御協力を得ながら、美幌駐屯部隊の充実整備のため陳情活動並びに支援活動などに取り組んできたところであります。

改めて関係機関の皆様には日ごろからの御理解と御協力に対し厚く御礼を申し上げます。

私は隊と町の関係が日本一と自負いたしているところであり、地域を挙げて美幌駐屯部隊の充実発展のため、一貫してその活動を支え、自衛隊と地域の熱い絆と良好な関係をつくるべく、全力を挙げて駐屯地を支援してきたところであります。

御質問の平成２４年度の取り組み状況につきましては、要望、陳情活動としまして、美幌駐屯地を初めとして、第５旅団北部方面総監部、第１特科団・陸上幕僚監部、防衛省及び地元選出国会議員や防衛関係議員の皆様に対し強く訴えてきたところであります。

その重点項目につきましては、一つには長距離射撃訓練施設の設置、二つ目に美幌駐屯部隊の主力部隊の増員、新編成部隊の配置及

び火砲部門の強化、近代化、三つ目に自衛隊の実働訓練施設、特殊教育冬期訓練の設置、隊員のメンタルヘルスケア、保養のための施設設置などであります。

このほか、啓発活動として防衛講話を開催したほか、各種諸行事等の支援活動を実施したところであり、特に美幌駐屯地創立６０プラス１周年記念行事では、約４０年ぶりに実施された市中パレードにおいて手旗１，０００本の作成や宣伝などの支援を行ったところであります。

新政権では防衛力の強化を図るため、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の見直しを進め、南西重視の防衛力展開の必要性が指摘される中、次の大綱では陸上自衛隊を中心に道内自衛隊の隊員や装備の削減が避けられないとの新聞報道もあり、自衛組織の見直しによる部隊の統廃合等が行われた場合には、陸上自衛隊美幌駐屯部隊に影響があるものと大変、危惧しているところであります。

こうした状況は、地域の守りはもちろんのこと、災害発生時の対応だけでなく、地域経済の破綻、さらにはまちづくりの根底が覆されることから、美幌町議会を初め、地元選出国会議員、規正会構成団体、関係機関等と最大限連携しながらオール美幌町の体制で、美幌駐屯地の充実整備に向け最大の努力をしてまいりたいと決意をしているところであります。

また、諸活動の情報共有につきましては、町広報紙に美幌駐屯地の現状や活動状況などを掲載してＰＲを行っているところであり、今後も町ホームページの活用を含めて情報発信に努めるとともに、議会に対しましても必要に応じて情報共有ができるよう検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**〔登壇〕　上杉議員の御質問に答弁させていただきます。

完全米飯給食の推進についてお答えいたします。

昨年、議員からの御質問を受けました完全米飯給食の実施については、先進事例を調査しておりますが、輸入小麦など、原料の飼料や児童生徒が朝食を摂取しない割合が高い場合、空腹による無気力やいらいらなどのさまざまな影響があると言われており、また肉食に偏りがちな食生活を考えたとき、和食のよさを生かした米飯給食を進めてきたものと理解しております。

町内におけます児童生徒の朝食の接種率が比較的高いことや、家庭での肉食を考慮する中で、現状の週当たり米飯３回、パン１回、麺１回を基本に魚や野菜を多くしたバランスに配慮したいと考えております。

こうした考えの中、学校長、保護者代表などから構成する学校給食運営委員会において、完全米飯給食についての意見を各委員からお聞きしたところ、現状の米飯、パン、麺の献立を維持してほしいとの意見が多く出されました。

このようなことから、前回、お示ししたように完全米飯給食を実施する考えは持っておりません。

次に、「弁当の日の実施について」でありますが、全国の事例を調査する中で、弁当づくりから学ぶ食育として食べ物の大切さ、つくる楽しみ、感謝の気持ちを育む取り組みとして広がっている事例などがあることを理解しておりますが、実施年齢の選択、教職員、保護者の理解などに時間が必要と考えております。

このようなことから、弁当の日の必要性の見きわめを含めて引き続き検討していきたいと考えております。

３点目の「地産地消の推進について」お答えいたします。

地場産農産物の使用状況でありますが、平成２４年度における野菜使用状況は２１品目中、１９品目、重量ベースでは野菜全体の約５５％で美幌産を使用しており、いずれも前年度実績を上回っております。

美幌産を使用するに当たっては、地元の野菜が出回る時期において食材を発注する際、美幌産の明記を行い、地産地消に努めております。

また、「学校給食地場畜産物利用促進協議会」については現在、学校給食で使用可能な町内の農畜産物を最大使用していると考えているため、今のところ設置する予定はありません。

最後に、「食育推進基本計画作成について」お答えいたします。

本町におきましては、平成１８年１１月に教育委員会を担当部局として、美幌町食育推進庁内委員会を設立しておりますが、各グループが所管する事務事業の把握と課題を整理するにとまっており、市町村食育推進基本計画の作成に向けた検討は進んでいない状況にあります。

食育の推進に当たっては、多様な関係者が連携、協力しながら広く町民運動として日々の取り組みを積み重ねていくことが重要となります。

そのために望ましい組織体制のあり方、市町村食育推進基本計画の作成に向けた基本的な考え方をいま一度、整理の上、対応してまいります。

国の計画にある学校給食における地場産物の使用する食材ベースの割合につきましては、都道府県単位での目標値を３０％としており、これによりますと本町での本年９月に使用した実績で約５８％になっており、既に目標値を達成しておりますが、今後もできる限り地場産農畜産物の購入を図りたいと考えております。

以上、御答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　それでは、御答弁いただきましたので順次、再質問させていただきたいと思います。

１番目の学校給食の充実と食育推進計画についてでありますが、これは全て関連した内容ですので、できるだけ順番にお聞きいたしますが、前後することをあらかじめ御理解いただきたいと思います。

完全米飯給食の推進につきまして、答弁では学校給食運営委員会において意見を聞いた結果、現状どおり維持してほしいとの意見が多く、結論は完全米飯給食をする考え方はないと、大変、残念な答弁であります。この運営委員会の構成を詳しくお知らせください。

また、この意見を聞く際に教育長として、完全米飯給食についてどのような説明をなされたのかについてお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　委員会の構成については教育部長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

それで、私のほうで米飯３回、それからパン、麺それぞれ１回ずつというお話しをさせていただいているのは、私のちょっと理解としてはやはり本州のほうでパンにしても、麺でもそうですけれども、輸入のよくわからない小麦が使われているということの発想がいろいろ調べさせたらあるようであります。

私は北海道は本当に小麦の生産地でもありますし、美幌も一生懸命つくっております。そういった中で、何とか小麦も言うならば国産、国産というよりも道内ですね、道内オホーツク産を使ってほしいという思いがあります。

ですから、そういう思いの中で全て米にしなくてもいいではないですかという思いの中で委員の方々にはお伝えしました。

答弁書の中には結果的にその委員会で皆さんがそう言ったからそれをやるということは、私は正直言って今、説明したとおりでありまして、何とか主食に道内の小麦を使って、要は給食を進めていきたという思いであります。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育部長。

**○教育部長（高木恵一君）**　学校給食運営委員の構成についてお答え申し上げます。

各学校長６名、各学校の代表、保護者ということで６名、それから学校医、学校薬剤師ということで合計１４名となっております。

以上でございます。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　ただいま教育長のほうから、確かに本州のほうで輸入小麦の問題とか、そういうことがあって米飯という、そういう観点もあろうかと思いますが、私は教育長おっしゃるようにオホーツク産の小麦を使うなというのではなくて、やはりこの問題は私が取り上げてから教育長も私のブログを見たということで勉強されているようですけれども、子供の健康だとか、食事の専門家として全国でいろいろ活動されて、給食の改善とか講演会、あるいは執筆で勢力的に活動されている幕内秀夫さんのお話しを札幌で聞いたりしました。

教育長もこのブログを見て私と同じ本を読んで勉強されていますので、そういった面では非常に熱心にこのことを考えていただいているということは評価したいと思います。

しかし、今の答弁は私の求めているものとはちょっと違いまして、いわゆるパンや麺類よりお米のほうが子供たちの食育にとって私は大事だと、そういう観点でぜひこの給食運営委員会の皆さんにそういったことを考えていただくようなぜひ提案をしていただけたらどうだったのかなと、そういう面では教育長が提案するときに完全米飯給食についてどんな姿勢で委員の皆さんの意見を求めているかによって当然、その委員の皆さんの意見というのは私は変わってくるのではないかと、今のようなお話しですとオホーツク産を使いたいと言ったら、当然のごとく答えは現状のままでいいということになるのだと思うのです。

そういった意味では、福岡県の築城町というところが安田小学校というところでちょっと紹介したいのですけれども、実際に米飯給食に取り組む際に、質問の中にもありましたいわゆる学校給食の地場農産物の利用促進協議会というのは教育委員会中心になって教育長、産業課、学校教育課、ＪＡ、調理員、栄養士、ＰＴＡ代表、校長らをメンバーに発足させて、実は２００７年に福岡県で初めて完全米飯給食というのをスタートさせた学校でございます。

それ以降、４校に拡大して現在も取り組んでおりますが、美幌町と違うのは給食センターと自校方式の違いというのがありますが、もう一つ大きな違いが私はこれを読んでありました。実施に踏み切った教育長の言葉を紹介いたしますけれども、完全米飯給食に必要なのは本気になること、この言葉は私は非常に心に響きました。この学校には、他市町村から多くの視察者が見えるということで、視察者からは保護者からパンも食べさせてというから非常に米飯に切りかえるのが難しいというお話しをよく聞くと、これに対して教育長は学校給食は７日、１週間、２１食のうちわずか５食です。パンや麺類を食べさせたいのであれば、いわゆる家庭の中でしっかり食べさせていただくと、そういうふうに明解に言うべきではないのかと、要は米飯給食を誰かが本気になって取り組まなければなかなか現状を考えると難しいということが出てくるということがこの本の中で紹介されておりました。

そういう状況から、教育長として問題提起するに当たって、地場のオホーツクのいわゆる食材を使ったりするということはもちろん、それはそれで私も北海道の農業を守るという観点から必要だと思いますが、米飯のよさというものをいわゆるパン食や麺類と違って、やはり今の子供たちに必要だということでの観点で、委員の皆さんに今後、問いかけるような考え方はございませんか。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　委員の皆様に問いかけ方、上杉議員がおっしゃったとおりだと思います。どう問いかけるかによって全然、答えも変わってくるのかなというふうに思っています。

私も上杉議員がいろいろと食育の勉強をされていて、おかげで私もおつき合いというわけではないですけれども、本当にいろいろな本を全部買いあさって、全部見させていただきました。置戸の佐々木さんの本とか、正直言って今、どういう形がいいのかというのはきちんと自信を持ってこうだという状況でないことも事実です。

ただ、繰り返しますけれども、もともと食育という部分から考えれば、地場産の物を使ってもらう、それから先ほど言ったように国内産、道内産の小麦を使ってもらった中で、何が問題なのかという部分をすごく気にしています。

ですから、お米がいいのは何でか、そのことに対して、では小麦をお米のかわりに置きかえたときにできないのかということもすごく考えて、ですからよく食育の中で和食のよさを見直すというか、そういった考えを持てば、意外と九州方面というのは非常に完全米飯が非常にふえてきております。ふえてと言っても全体の中で１，０００校ぐらいですから、大体何％かの率なのですけれども、そういった中でせっかく北海道であるのであれば、地元の食育ということであれば小麦を使いたいという中で、今までお米でなし得ないことを何かみんなで知恵を出してやるべきではないかなというふうに思っています。

ですから、同じ本を読んだときに思いとか、やろうという本気性というのは、私も感じていて、なかなかそこまでは踏み切れるだけの自分の度量があるのかなというのは正直思ってはいるのですけれども、気持ちとしては本当に何かを変えていきたいという気持ちだけは持っている思いであります。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　教育長、しっかり勉強されているので、私と同じベースで話ができるのはやりやすいと思うのですけれども、そこでさらに平成２１年３月に静岡県三島市で県内初で食育推進都市宣言というのをこの三島市はしております。さらに、三島市食育基本条例というのが制定しておりまして、この川村教育長のお話しという声をちょっと米飯給食に移行がスムーズにいったのかということに対して、このように語っています。

最初はいろいろと抵抗がありました。教職員や栄養士、調理員から負担がふえるとの声が上がり、関係業者からは反対の要望が提出されました。この反対業者というのはパンをつくっている業者なのだろうと思います。パン食をやめるということは、いろいろ困難性はあると思います。

でも、米飯給食のよさを訴える努力を続けていくうちに、徐々に皆さんの理解を得られるようになりました。前、私が紹介した大塚元校長ですけれども、大塚先生を三島にお呼びして講演していただいたことも大きかったですね。献立は米飯ですから、やはり和食中心ですね、三島市は新鮮な魚や米、野菜を市内や近隣から調達できる環境にあるので、地産地消の推進になり、安全でおいしい給食を提供することが可能です。

栄養士の方々には上田市の米飯給食の献立も実地体験してもらい、栄養バランスがよく、子供がよろこぶメニューを工夫していただいていますと。子供たちに人気の高い揚げパンやソフト麺も三島市では工夫しておりまして、月に１回、何々の日として残しているそうです。子供たちの楽しみも奪わないようにしましたということで、川村教育長の話が本に書かれておりましたけれども、実はお米に切りかえたところ、オホーツク産の小麦は使いませんが、道内産のお米は消費できるのですね。

私はですから、本州と北海道の違いというのは確かに本州はやはり輸入食材にやはり偏っているという部分ありますから、北海道とはちょっとベースは違うのかなと思いますけれども、やはり米飯が非常にバランスのとれた魚とか野菜、そういったものでおかず、副食をつくるということで、子供たちにとっても非常に栄養価の高い給食であるという観点から、私はやはり米飯を中心にやはり給食

の組み立てということを再度、この三島市のようになかなか大塚先生を呼んだりすることは難しいでしょうけれども、ぜひそういう先進的な取り組みのところの話を給食委員会等でやはり一度は聞いた中で、皆さんがどのようにこの学校給食を捉えているのか、そのようなことをぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

これは予算もかかることなので、難しいことだと思いますが、ぜひそういう先進事例を職員が調査に行くのか、あるいは先生をお呼びするのか、どちらでもいいと思うのですが、そういったところをしっかり調査をしながら再度、検討してみるようなお考え方はございませんか。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　今まで私どものスタッフといろいろ話をしてきたようなことについては、今おっしゃられたように広く伝えようという気はあります。

先ほどの小麦にいくのですけれども、いろいろ本が出ていて、そういった中で給食のメニューの中で何で小麦という話の中でいけば、別に要は主食があって、副食があった中でいけば、そのバランスの考え方なのですね、どちらかという小麦を使ってパンをつくった場合は、例えば油脂類というのですか、それを多くしたり、何か菓子パンというか、何かケーキみたいなのをつくったりみたりとか、そういうことが問題であって、本来の小麦でつくったパンの本質的なよさとか、そういうものをきちんと示せれば私は主食としてお米にかわるものだと私は思っています。

それに何をつけるかというのが、さっきからの繰り返しになりますけれども、和食の中での組み合わせの中で前にもちょっとお話しさせていただいていますけれども、魚とか野菜がやはり取れていない部分をどうして多く出してあげるか、それはやはり栄養士とか、かかわる人たちの知恵の出しどころかなというふうに思っていることもありまして、私はこだわるようではありませんけれども、３・１・１の分で当面やっていきたいなと思いますし、今、私がお話ししたようなことは少しでも多くの皆さん、それから自分が学んだことについてはきちんと関係する人に冷静な部分という、偏らない思いで伝えていく努力はしたいというふうに思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　バランスのいいというのは、もう本当に大事なことだと思いますので、今の３回、１回、１回の中でそういう努力は現状、そういうメニューの献立になっていますから努力はしてもらいたいと思うのですけれども、これは食育という意味では町長のほうにもかかわってきますので、町長に伺いたいと思うのですけれども、私は御飯のよさというのをもっとやはり広める努力が必要なのだろうと思います。

御飯は私が言うまではなく、タンパク質というのはほかの穀類に比べると非常に栄養価が高いと、あわせて亜鉛だとかミネラル、食物繊維も多く含まれていると、最近の子供の肥満というのは年々増加しておりますが、これはよく言われるように食の欧米化というか、そういったことが原因で、これはいわゆる動物性のタンパク質、脂肪、あるいは砂糖類、こういったものの摂取が急増したことが原因だというふうに言われております。

肥満の子供の多くは大人になってくると間違いなく成人肥満に移行してまいります。そして生活習慣病へと発展する可能性というのが高いことは明らかであります。ですから、御飯を中心にして魚や野菜をたくさん取り入れた和食に学校給食を切りかえていくということが私は非常に重要だと思います。

蛇足ですけれども、町は今、特定健診の受診率の向上ということでいろいろな努力をされております。私は、ある面では子供たちが大人に成長していく、そういう大事な期間にこの米飯給食の取り組みを美幌町でしっかり取り組んでいくことが子供の生活習慣病を減らして、低年齢から食生活に対する自己管理

というのですか、そういったことを身に着けさせる大事な学習でもあるというふうに思っておりますので、この点に関して食育という点について町長としてのお考え方をお尋ねしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　食育ということで、本当に最近は子供に絵を描かすと自分の部屋で一人で食べているような絵を描いたりというようなことで、食べることは我々の命を継続させるという極めて重要だと思いますので、教育長答弁されたようなことをしっかり取り組んで、子供たちにとって何がいいのかというところの話から始めないと、なかなか米飯がいいのか、いろいろな３・１・１がいいのか、それはなかなか難しいと思いますけれども、いずれにしろ私どもは教育委員会が決定したことに対してしっかりとした後ろ盾を予算含めてできるような体制をしっかりととっていきたいと、そのように思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　町長、教育委員会が決定したことって、私はある面では町長が食育、美幌町の責任者として、美幌町の食育全体を考えたときに町長としてこの子供たちの健康だとか、食育ということに対してどのような姿勢を持って、逆に教育委員会に対してやはりリーダーシップを発揮するのかということも私は大事な、もちろん子供たちに対する食育は教育長が現場責任者としてやっていきますけれども、美幌町全体の食育の中でやはり子供の健康づくりということを考えたときに、町長がもっと強いリーダーシップを発揮して、この食育ということに三島市までに、そういう条例までつくってやるのかどうかは別にして、強いリーダーシップを発揮してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　独立した組織があって、そこで給食センターを所管している中で、給食センターというか、学校給食のことについて私は述べたつもりでおりますので、もちろん食べることが偏ったり、そのことでいろいろな病気を含めて子供たちに悪影響を及ぼすようなことはあってはならないと思いますので、ただこれを行政がやれというと、一々それぞれの食卓に行って箸の上げ下げまで言うとなかなか難しいので、これはしっかりとした食育というか、食べることに対する啓蒙啓発活動をしっかりやらないと、これはなかなか解決できない問題だと思っていますので、そういった意味での町の責任者としての考え方としては、やはり行政だけでもできない、教育委員会だけでもできない、やはり家庭を中心としたものでやはり啓発をしっかりしていくということは極めて重要だと思いますので、そういうことでの力を発揮していきたいと、そんなふうに考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　お諮りいたします。

もはや、４時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（古舘繁夫君）**　異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長することに決定しました。

４番上杉晃央さん。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　教育委員会と町長の役割はもちろん違いますから、そのことは十分知って私も質問しているつもりなのですが、この答弁の中で美幌町食育推進庁内委員会というのが、これは教育委員会を担当部局としているということで、あたかもその食育が学校給食の担当であるかのような、私はそういうふうに受けとめております。

なぜ、町長に求めているかというと、食育は子供たちのことだけではなくて、美幌町町民全員にかかわることなのです。そういった意味で、この取り組みがどうも今の町長の答弁を聞いておりますと、何か教育委員会に下駄を預けておけば全てが進んでいくようなふ

うに私は軽んじているのではないかと、そういうふうに受けとめておりますけれども、ですから今後の担当部局も今現状、教育委員会が担当しているということでしたけれども、２７年度までに制定するとすれば、もうあとわずか２年半しかないのですね。

こういう中で、町長としては本当に所管部局が教育委員会でその美幌町の食育ということが全体的な計画をまとめるというようなことができるのかどうかについての町長の判断をお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　１部局１委員会だけで解決できる問題ではないと思っておりますので、組織横断的な取り組みが必要だと思っておりますので、町内全体の中で、これ最初スタートは食育始めたときは御存じのように所管はどこだという話になって、最初は学校給食から始まって、そして教育委員会ということで収まって今に来ているので、その後の経過を含めて果たしてそれがいいのかどうかという論議はいまだに我々の組織の内部でも話を続けているところでありますので、組織全体の中でまた判断していきたいと、そのように考えております。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　今、町長のほうからそういうお話しがありましたので、私はこの美幌町で策定しなければならない食育推進基本計画の策定にあわせて、ただいまいろいろな課題を提案いたしました。

これらの米飯の問題、あるいは弁当の日、地産地消の問題、こういったことを含めて、この２年半の中でしっかり美幌町として、こういう課題もどういうふうに推進させていくのかについて、この２年半の中でしっかり取り組んでいただく、そういう決意があるのかどうか町長と教育長にお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　教育長。

**○教育長（平野浩司君）**　食育については、私どもの教育委員会にかかわるものについてはきちんと進めていきたいというふうに思っております。

本当に現実的にいろいろやはり考えなければいけないこと、本当に行政が、行政というか私の立場で言えば教育委員会がこれをやろうと、ただそれだけで物は動いていかないというのも事実です。

そういった中にはいろいろやはり、特に教育委員会にかかわる人たちのこと、それから学校本来は何度も今まで言ってきていますけれども校長にある程度、権限を任せて教員との考え方の中でやっている部分があって、そういった中で食育よりも、その教員の人たちの思いというか、その辺の気持ちの切りかえとか、それから今学校では毎回、食育の計画をきちんと年間出すことになっています。それに基づいて、本当に先生方が各学年でやっているのかと、そういうものを先に解決する必要があるかなというふうに思っていますので、長くなりましたけれどもきちんと真摯に受けとめて、前向きで進んでいきたいというふうに思っております。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　教育長、前向きに取り組みたいということでしたので、その言葉をしっかり受けとめて、次の問題に移っていきたいと思います。

２点目の市民後見活動の推進協議会の設置についてでございます。

答弁にもありましたように、美幌町、津別町、大空町が連携して、いち早くのこの取り組みをされたということは私は高く評価しております。

なぜこの問題、私が取り上げたかというと、２４年３月のデータですけれども、美幌町のひとり暮らしの高齢者世帯というのは１，４４２世帯、７５歳以上の人は９３５世帯、認知症の高齢者というのは３５９人美幌町にいるというふうになっております。

この講座を開いたときに講師の先生がどういうふうにして出したのかわかりませんけれども、美幌町で必要な市民後見人の数は平成

２３年で３２人、平成４３年には１７０人になると、そういう推測されているということを後日聞きました。

こういうことを考えていきますと、やはりこれは大変な問題だなということなのですが、こういう数に対して町長はどのような認識やお考えをお持ちでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　その先生がどういう形で算出したかちょっとわかりませんけれども、非常に厳しい数字だなと思っております。

いずれにしろ、これからの高齢化社会に向かって、こういった必要性は十分に感じていますけれども、ただ、この制度もスタートしたばかりで、２４年４月ですので、いかに制度に対する理解を深めていただくかというところが極めて重要だと思います。

これと一緒に裁判員制度もなかなか難しい面もあると思うのですが、あれと同じように人の財産についていろいろ後見するということでありますから、この制度の趣旨だけ見るとかなり重い荷物を背負うというような意識があると思いますけれども、選任に当たっては利害関係の少ない部分だとか、そういう面での後見制度活動をしていただくというようなことになっているようであります。いずれにしろ先生が推計した数字としては非常に重いなと思っていますけれども、１回目の受講者が美幌では今、２０名ということでありますので、町村の割合としては非常にいいスタートを切れたのかなと思いますが、全部の方がそういうことで受けたかどうかちょっとわかりませんので、いずれにしろ厳しい数字であるということはそういう認識をしております。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　今後ますます高齢化の進展で残念ながら認知症患者の方というのはふえてまいりますから、判断能力の低下にあわせて、やはりできるだけ本人の意志を尊重して、本人らしい生活を送るためには第１段階ではそれぞれの地域に住んでいる人たちの地域の支え合いというか、そういったもののほかに第２段階として、今、社協が行っている公的な日常生活充実支援、最終的に第３段階として公的な権限を持った成年後見制度、こういったものを途切れなく一連のサービスとして提供するということが大事ですし、そのための取り組みが今、始まったばかりですので、ぜひ私は行政が中心になって包括的な権利擁護というのですか、そういった取り組みが、仕組みができるようにぜひ今後、こういう推進協議会の設置に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、現在、社協が行っております日常生活自立支援事業の支援員も、確保もなかなか難しいというお話しも聞いておりますので、この機会にぜひ関係する人たちが知恵を出し合って、これらの福祉サービスを必要とする住民にしっかり提供できるそういう体制整備や人材の確保に町のほうとして積極的にかかわっていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　ある面、これは行政がかかわりを持つということは、セーフティーネットを張るということで、議員、今おっしゃったことなのだと思いますけれども、僕はまずはやはり親族がなるのが一番だと思います。親子だとか家族の絆が薄まっていく中で、こういうことが必要になってきて、法人後見だとか、市民後見だとか、そういう制度ができてきたと思うのですけれども、基本的にはやはり親族の方がというようなことが一番いいのではないかと思いますけれども、そういう状況にもいないというのも、これまた困るわけでありますから、そういうことの人を狙って今いろいろな消費者含めて大変な状況がありますので、セーフティーネットとしての役割をしっかりと果たさなければいけないという思いであります。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　今後、関係機関が集

まってしっかりとしたセーフティーネットで権利擁護できるように取り組みを期待して、この問題を終わりたいと思います。

最後の質問でございます。陸上自衛隊駐屯部隊の充実整備の活動ですね、先ほど町長から数ある駐屯地の中でも町と町民、駐屯地の関係が相当昔から日本一というふうに言われておりまして、これまでも町を挙げて取り組んできたことが評価されているのだろうと思います。

しかしながら、答弁にもありましたように中期防衛力の整備計画の見直しの中で北の脅威が薄らいできたということや、日本の国防の重点が南西部にシフトしているというようなことで、北海道の自衛隊の整備が縮小されておりますし、今後も縮小傾向にあると思います。

こうした状況を打開するには、私はオール美幌町で町民大会を開催するなどの危機感を持った活動実践する必要があるというふうに考えております。

そこで、千歳市はことし４月にですけれども４回目となる自衛隊体制強化を求める市民大会というのを市民文化センターで４５０人集めて取り組まれたというのを新聞の記事で目にしております。

自衛隊は当然、本来任務である国土、国民の防衛もさることながら、２年前の東日本大震災での災害対応など、自衛隊の役割も重大なものがありますので、ぜひ町長が先頭になって４月には隊区内全１０町村で大規模災害時の派遣隊員の留守家族の支援に関する協定だとか、そういったことを全国に先駆けて支援体制なんかも取り組んでおりますので、ぜひこういう活動をもっと広げていく意味で千歳市と同様にこの自衛隊体制強化を求める町民大会を美幌町でもやはり開催をするなど、住民挙げての自衛隊の強化の取り組みをしていくような考え方はございませんか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　美幌における自衛隊の存在はなくてはならない組織だと私は思って、今日まで我々の先輩がつないできたものをしっかり引き継いで充実のためにやってきたつもりでありますけれども、なおさまざまな団体、そして町民の皆さんと手を携えながら、しっかりと支えて充実整備を図っていきたいと思っております。

千歳の例も出されましたけれども、美幌も負けていないぐらい防衛講話やったら５００人も来ていただけますし、市中パレードやれば３，０００人以上の皆さんが国旗を振って出迎えてくれる、そういう素地と歴史がありますので、議会におかれましても駐屯地を支える議員の会なんかという組織もつくっていただいているようでありますので、そしてまた充実整備、期成会、あるいは協力会にも議会の代表の方入っていただいていますので、しっかりとそういったところも議会とも、もちろん町民の皆さんとも手を携えて取り組んでいきたと、そのように思っています。

あとは、美幌の特色としては町広報紙を通じて今までに３回ほど特集記事を組んでいます。これも全道的には珍しいと私、言われているのですけれども、全戸配付ですので、町民の皆さんも御理解を十分いただいているものと、そのように受けとめているところであります。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　町長先頭になって、そういった取り組みをされていることは私も十分、承知をしております。

千歳市と比較をすれば、こういう取り組みに対する町民の参加率というのは断トツで美幌町は参加状況から見て高いと思うのですが、やはりなかなか町長も広報等で、いろいろな方で住民周知はしていただいておりますが、なかなか読んでいただくというのが難しい部分もありますので、私はやはりＴＰＰと同じように、やはり毎年といかなくても、やはり大事な時期を捉えて町民の皆さんに基地のある町として自衛隊を町民みんなで支援していくと、そういう決起のような町民大会が必要と思いますので、今後ぜひ検討していた

だきたいと思っております。

それから、重点項目の中で私一つ気になることがありまして、隊員のメンタルヘルスケア、保養施設の設置ということで美幌町も要望しておりますけれども、ＰＫＯとか、それから２年前の東日本大震災の際に隊員が派遣されている中で、やはり本当に長い期間、相当過酷な任務の中でそういう復旧に従事された隊員の中に心の病にかかった隊員を全国的に数多くいるというふうに新聞報道でも承知しておりますので、ぜひこの中でもそういった意味で言えばこういう隊員や家族を含めたメンタルヘルス、あるいは保養できるような施設設置について、私はぜひ重点的に防衛省のほうに取り組んでいただいて、実現に向けて努力をしていただきたいなと思います。この点について。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　要望活動は３点について絞ってやっております。その中の一つがＰＫＯ活動であるとか、大震災に対する救助支援活動、これでやはり相当なフラッシュバックというか、心に残るものが多分あっただろうと思います。特に震災の部分はいろいろな新聞も書かないようなことが現場では多分行われていたと思います。

だから、そういったものを一度すぐ原隊に戻るのではなくて、クールダウンをしながら原隊に戻っていただくというのが非常にいいだろうというような思いで保養施設であるとか、そういうクールダウンをする、心のクールダウンをする、そういう施設をぜひ美幌町で検討していただきたいと、それを我々は担いますということを重点項目の３項目の一つとして、柱としてお願いをしているということでありますので、議員のほうもお力添えを賜りたいと、そのように思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　４番上杉晃央さん。

**○４番（上杉晃央君）**　今後とも町長を先頭にぜひこの重点項目の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

今回、３項目についていろいろ答弁いただきました。その中で検討、あるいは研究課題となった項目につきましては、私はまた１年をめどに行政としての取り組み状況を検証させていただくことを申し述べまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で、４番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開を、１６時２５分といたします。

午後　４時１０分　休憩

---

午後　４時２５分　再開

**○議長（古舘繁夫君）**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

１１番橋本博之さん。

**○１１番（橋本博之君）**　それでは、通告どおり今回は２点、庁舎の増改築問題について、もう１点は組織改革についてということで始めさせていただきます。

庁舎の増改築について、築５０年以上経過した庁舎の増改築の見通しについて。

昭和３５年に建設された現庁舎も５３年が経過し、不特定多数の町民が利用する公共の建物として安全性、利便性の配慮が十分な状態、不十分な状態が続いている。また、職員の業務として非効率な面が多く、支障を来たす面もあるが、次の項目について町長の考え方をお聞きしたい。

①といたしまして、全面建てかえ、増改築の考えはあるか。

②として、現庁舎の耐震診断と長寿命化策はあるか。

二つ目の質問といたしまして、組織機構改革について。民生部組織の見直しについて。

多様化する町民ニーズに対応した施策の展開を図っていくためには、職員一人一人が公務能力の向上とともに、簡素で効率的な組織機構により、町民にとってわかりやすく、利用しやすい組織機構の見直しを適宜に実施すべきである。

民生部が所管する予算面でも毎年、増加傾向を呈し、今後も少子高齢化などに伴い、住民対応の業務量、予算面でも増大傾向が続くと思われる。町民目線からも環境生活グループの戸籍部門やごみなどの生活環境部門は住民の活動に密着した自治会関係を所管するまちづくりグループを含めた中で、再建したほうが町民にとってわかりやすいのではないかと考えますが、町長の考え方をお聞きしたい。

以上です。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**〔登壇〕　橋本議員の質問にお答えを申し上げます。

初めに、庁舎の増改築について、築後５０年以上を経過した庁舎の増改築の見通しについてでありますが、現役場庁舎につきましては昭和３５年９月に竣工し、本年で５３年が経過しております。

この間、経済部、農業委員会の分庁舎・別館への移転、庁舎陸屋根を片流れ屋根に改修、さらには窓サッシの二重化などの改修工事を行ってきたところであります。

庁舎の全面建てかえ増改築につきましては、財政状況が厳しい中、現時点におきましては安全性、利便性に配慮し、財政状況を考慮しながら修繕、改修工事を行っていくことを基本に対応したいと考えております。

また、庁舎を含めた公共施設の耐震診断、耐震化と長寿命化政策につきましては、基本的には町民が使用する上で安全性を第一優先で考え、避難所や老朽化のため安全面に問題がある施設、維持管理上、支障が生じた施設等を優先的に対応していることから、随時、財政状況を考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、組織機構改革について民生部組織の見直しについてでありますが、行財政改革の推進により、職員数抑制に努めていく中で、地方分権に伴う国及び道からの権限委譲によって職員個々の業務量が増大し、限られた人員で町民サービスに迅速に対応し、行政サービスを提供していくために職員一人一人が職場内でグループ制を意識しながら協力できるものはお互いに協力し合い、「最小の経費で最大の効果を上げる行政組織」という行政運営の基本原則に基づき、効率的で柔軟な組織体制として、平成１８年４月から課、係制を廃止して、グループ制を導入してきたところであります。

導入当初は、グループ制の名称が長すぎてわかりづらい、従来の課、係のほうが町民にわかりやすい、さらには執務室が別の場所のたる、グループ制の利点が生かされていないなどのさまざまな課題が出され、その都度、検証しながら見直しを行ってきたところであり、ようやく町民にもなじんできたものと思っております。

御質問の環境生活グループの戸籍年金部門と環境衛生部門をまちづくりグループを含めた中での再編につきましては、本年４月に自治基本条例に基づくまちづくりを推進するため、住民活動グループに政策部門を加え、まちづくりグループとして再編し、組織機構を見直し、わずか半年が経過したところであり、現時点においてさらに組織を再編する考えはありません。

より精度の高い機能的な組織体制とするたるに、常に課題や問題点について検証を行い、体制の見直しを行ってまいりましたが、今後もさらに検証を重ね、時代のニーズに即応した組織体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　１１番橋本博之さん。

**○１１番（橋本博之君）**　昭和３５年建設、５３年経過ということで、昭和３５年、私が七つのときでした。

私はここの庁舎ができたとき、ここに見学に来た、親父と一緒に見学に来たのを今でも覚えております。時計台に上って街中を見回

した経験、今でもあります。あれから５３年、私も大分劣化してまいりました。庁舎も大分、劣化したのではないかなと。

そういうことで、不特定多数の町民と多くの職員が活動する場、現在の庁舎の町長は認識をどのように感じているのか、まずはお聞きしたいと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　５３年を経過しましてかなり老朽化、くたびれてきたなと、そういう思いをしておりますけれども、なかなか今、多くの課題がある中で庁舎新築にというようなことは、なかなか難しい問題であります。

それは何かというと、やはりこれから向かうであろう少子高齢化の対応であるとか、さまざまな大きな課題をやはり重点的に対応しなければいけないという思いでありますので、多少、くたびれてきましたけれども、もう少し頑張って使おうと、使っていかなればいけないと、周りがかなり立派になってきているというようなこともありますけれども、やはり耐震性のこともありますけれども、もうちょっと頑張っていてほしいなと、そんな思いであります。

ただ、今、搭屋の話、時計台の話をされましたけれども、本当に劣化が進んでいるというのは現実に私もあそこに週に２回ぐらいは上って見るのですけれども、やはり大分劣化しているということで、ああいう対応も全面改築というよりは、不都合があるところを補修していくというようなことになろうかと思います。

もうちょっと先の課題として受けとめていきたいなと、そんなふうに思っています。

**○議長（古舘繁夫君）**　１１番橋本博之さん。

**○１１番（橋本博之君）**　私はこの問題を質問するに当たりまして、まず考えたことは今、庁舎の建てかえについても増改築につきましても、その問題を提起したからといって来年や再来年にできる問題ではないと思います。

財政的な問題もございますし、町民を含んだ中で多くの論議が必要ではないかと、そのためには５年なり、６年なり、へたすれば１０年も必要かもしれません。

そうした意味で、今、この機会にきちっと論議しておかなければ後で後悔するようなことが起きるのではないかということで、今回、質問させていただいております。

さて、経年劣化、コンクリートはアルカリ性でできているようなのです。今、酸性雨だとか、それから空気中の酸性化合物などによってコンクリートが表面から中性化していくということらしいです。

そうして、二、三センチ奥の鉄筋を今度は酸化させると、酸化させることによって鉄筋が膨らんで、みずから崩壊していくということで、それが劣化ということらしいですが、コンクリートの構造物、税法上では５０年ということらしいですけれども、寿命的に見れば学者や何かではコンクリートの構築物というのは１００年もつのだよという人もおりますし、昭和５６年以前の建物は耐震強度的に全く低い建物で、マンションか何かの中古を買うなら、それはやめたほうがいいよと、本当にそのコンクリートの質によって、劣化の仕方によって寿命というのは変わるのだということなのです。

ですから、後でも出てきますが耐震の診断、こうしたものをきちっと出さなければこれからの論議にならないと、このコンクリートの建物がすぐに倒壊するような建物であるならば急がなければならないし、いやいやまだまだ持ちますよとなれば、次の考え方も生まれてくると、そのように思っております。

そうした考えのもとで町長どう思いますか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　耐震調査というか、どれだけ耐力度あるかというのは、今、計画的に進めているのは、やはり避難所になっている部分であるとか、そういうところを優先

的に耐震調査をして、そしてその後どうするかという問題が一つ、大きな問題としてあるわけであります。一部、ことしからコミセンがするというようなことで、一遍にやるというのはなかなか難しい話なので、いずれそういうものが避難所等が終了してくればもちろん、庁舎というようなことも考えられると思いますが、これもなかなか年次計画も立てにくいという部分、非常にあるのです。橋本議員おっしゃるように、いつかやらなければいけない、いつか町民の皆さんに論議のお話しをして打ち出さなければいけないという時期があると思いますので、ただ、今、私の時代にというのはちょっと考えにくいのですけれども、ということはいろいろな少子高齢化対策もそうですし、地域医療の確保の問題であるとか、あるいは防災の対応、老朽施設の整備だとか、いろいろな課題がこれから先に向かってあるわけでありますから、それらと見合いながらしかるべきときにはやはりこういった論議をどこかでしていかないと、だめだというのは議員と同じような気持ちであります。

今、公共施設整備基金は約８億ほどあります。もちろん、これは国保病院の医療機器の更新だとかの、これから起こるであろうという見越しての積み立てをしているわけでありますけれども、論議の一つとして積み立てをするということが一つの第一歩になるのではないかなと思いますけれども、もうちょっと今の段階では私も判断つきかねますので、もうちょっと時間をいただければと思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　１１番橋本博之さん。

**○１１番（橋本博之君）**　なかなか町長が論議には入れないというお答えのようですが、論するのはお金はかからないですね。これはやはり、ゆっくり論議をして、これは将来的にどうするかを決めていかなくてはいけない、そのためには財政措置をどうするのか、いつを目標年度にするのか、こうした論議にはお金がかからないと思います。

ただ、その前に庁舎が本当にいつまでもつのか、こうした問題については論議する前にきちっと町側が押さえておかなければならない問題で、「これはほかの施設であるから論議はまだできないのだ」と、「耐震診断にしてもほかが優先だ」と、いやいや私は優先度は庁舎のほうが高いのではないかと。ほかの町の庁舎建設についてネットあたりで見ますと、やはり一番先にやっているのは庁舎の耐震の診断なのです。それに基づいて議論が始まっていっているという状況なのです。

町長はなかなか優先度が低いというお話しですが、町長のお考えですから何とも言い切れないところはありますが、これは町長は十分に認識しておられると思いますが、将来的に見てユニバーサルデザインとか、バリアフリー化、そうしたものがもし長く論議をしないで続くとするならば、そうした面も十分、浮き出てくるのではないかと。

車いすの方が正面玄関から入って来られて、例えば教育委員会に行きたいと、どうすればいいのだと。しゃきっとプラザまで行って、そこからエレベータに乗って、そして一番奥の教育委員会まで行ってくださいという案内をするはずです。とりあえずそうしたバリアフリー化はできておりますけれども、ユニバーサルデザインからすると、これは大分欠けている面がございます。

そうした面からして、例えば分庁舎の問題、こうしたものも出てきます。分庁舎は御存じのとおり車いすで経済部に行くことは今、叶いません。また、職員も車いすの職員いますね、そうした職員も配置することもできないと、２階は男子トイレ、１階女子トイレ、これは多目的トイレどころの話ではないですよね。これはたしか、食料事務所から町がいただいてから十五、六年なろうかと思うのですが、いまだにその辺は解決されていない。これは町民サービスにとっては非常に町長、落ち度になっております。

こうした問題がたくさんあるのですよね。この議場の問題もございます。どうやって車

いすの方が来られるのだと、トイレはどうするのだと、もしそした方が議員になったらどうするのだと、こんな問題もすぐにあるですね。先延ばしにすればするほど、やはりこうした問題が浮き出てくる、町長はそうした問題どんなふうに解決しようと今、お思いですか。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　まず、耐震調査、これはまず我が町で始まったのが、まず学校施設を先に、子供たちが日常的に過ごす場であるから、まず学校のほうをやらなければいけないという思いでやり始めました。

そして、美中は新しい高校が既に耐震改修終わっているところだったので、今は耐震診断終わっていないのが福豊小学校だけだと思いますけれども、来年、統合になるというようなことで、来年になれば多分１００％なると思いますので、その次、手がけたのが先ほど言いましたように避難所になっているところをまずやらなければいけないというようなことで、耐震をやっております。そしてコミセンがことし耐震補強が始まるということで、まずは耐震調査をどうするかということがまずとっかかりになるのではないかなと思っております。

そんな中で、コミセンが終わり、町民会館も実は耐震調査終わりました。不都合があるというようなことで、そんな中で町民会館をどうするかという問題もこれまた、庁舎の前にまず解決しなければいけない、そしてあそこも果たして耐震だけでいいのか、あるいは耐震プラスユニバースがいいのか、あるいはそれをやっても先の寿命が短いのであればどうするのだという論議が当然、出てくるので、そんな中で一定の判断を我々しなければいけないということだろうと思いますので、ですからまずはそういったことを学校施設は終わった、そして避難所、あるいはより多くの人が集まるところをやはりやらなければいけないという思いで、段階的にやはり進めていくというのが私の考えでありますので、一度に全部、やって、調査終わらせて、改修するか、建てかえるか何かするということになればいいのですけれども、なかなかそれも難しい、現実的には難しい話ですので、まずは耐震をどうするか、調査をどうするかというとこから始めなければいけない、それにはまだ庁舎はもうちょっと先だなという思いであります。

**○議長（古舘繁夫君）**　１１番橋本博之さん。

**○１１番（橋本博之君）**　町長の意志は随分固いようです。

耐震診断しなければ論議は始まらないという話も随分しましたが、地域防災計画の地震防災編、これでは町は既存の建物、耐震診断、耐震補強等の促進に努めると。

当然、何か大きなことがあれば対策本部がこちらにでき上がります。一番先に庁舎がいかれたのでは、次の復興とか、防災の機能を果たすわけにはいかないという、そうした問題も抱えております。

町長の意志固いようですが、これはできるだけ早くに耐震をどんなものか、やはり調査しなければ誰もわかりません。延ばせるものなら当然１００年でも延ばしたほうが、私はいいと思います。

ただ、そうなるとどういうふうにユニバーサルデザインを考えていくか、そうした時間も随分かかると思います。その上でやはり、長いスパンが必要だと思います。

町長もパークゴルフ場をつくるのに、やはり財政的な措置、またはでき上がる年度も、今から目標年度も決めておられます。そうした方法、ここはそれはとらざるを得ないということで、耐震診断、早期にお願いしたいということで、ここは終わらせていただきますが町長、何かありましたら。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　実は公共施設でエレベーターあるところはしゃきっとだけですよね、たしか。町民会館も実は今、３階建てになっていまして、税の申告等を３階でやって

いるのですけれども、もちろん先ほど言われたようにユニバーサルになっていませんで、車いすの方が来たらどうするかというと、若い職員が下までおりて車いすのまま両サイドから支えて上がるというようなことなので、これも極めて住民の皆さんに不便をかけていると。

また分庁舎だとか、役場庁舎に入り切れないというようなことで、分庁舎機能ができているというようなことで、これについても非常に不便をかけているということでありますけれども、何よりも耐震調査したところで不都合あるところについてはやはりどうするかという検討を、こちらのほうを早急に進めていきたいなと思っております。

ここは唯一エレベーターついているので、多少、東側についているので、西まで行くとちょっと時間がかかりますけれども、そういうこともあって、エレベーターついているということもあって、先ほどおっしゃったような車いすを使っている職員も採用することができたというようなこともありますので、できれば時間はかかりますけれども、長いスパンでちょっと見ていただいて、着実に歩みを進めていきたいと、そんなふうに考えておりますので、御理解を何とかお願いしたいとそのように思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　１１番橋本博之さん。

**○１１番（橋本博之君）**　なかなか御理解できないところなのですが、財政的な問題もあるということですので、できるだけ早急にこうした論議を進めておく上で、耐震診断をしていただきたいということで、この問題を閉めさせていただきたいと思います。

あと５分で５時になります。後ろからのリクエストが強いので。

さて、次は民生部の問題です。私が議員になった１０年前、大体、民生部の予算というのは１２億円から１４億円、前の年だったかな１２億円ぐらいだったのは。この１０年間では今は２０億、１億円ぐらいなっています。大幅な伸びなっております。これはやはり行政需要の増加、細分化、そうしたものでなってきていると思います。

こうした中で、先ほど町長もおっしゃられましたように少子高齢化ということもありまして、民生部の需要というのは、ますますふえていると、私はまず思っております。

それからですが、議員になって初めてここに来たときに何で戸籍の所管が民生部なのと、そんなことを思ったものですけれども、今はパスポートもそうですね。これはやはり、同じ民生部としてもまず毛色の変わったところなのです。

なかなか職務室といいますか、片方はしゃきっとプラザ、片方は玄関入ったところということで、なかなか意思の疎通も、職員同士の意思の疎通もできないかなと思いますし、第一に部長がそこの総責任者がすぐそばにいないと、これもおかしなことかなと。

まず、私も町民目線から見るとそうしたもので、せっかくことし機構改革をしてまちづくりグループから変わったわけですから、そこに追加できないかなと、そのほうが自治会活動の流れもございます。

そうした中でやっていったほうが町民目線からは、これは随分見やすいかなと思っております。行政的な見方もあると思いますので、効率的な見方、それもありますけれども、町民目線から見たような見方、片方は仕事どんどん増大している、片方は衛生関係、これはもう１０年前からほとんど予算も変わっていないし、やることもほとんど決まっているのです。

そうした中でこういうのはどうかなという提案ですが、簡単にやる気はないのだというふうに今回の回答で断られています。これはなかなか断られたことをこの場で、はいいいですよということには、全くならないですし、それなりの根拠だとか、そんなものも必要になっております。一旦見直しが行われた行政の組織機構はさまざまな制約の中で返って柔軟性を欠き、硬直化しやすい側面があ

る、定期の検査はもとより町民目線の例えばアンケートだとか、検査結果に応じて勇気を持って再編し、見直しを行うということも、一つは大切です。

これ、将来を見ても民生部の需要の増大というのはありますから、そうしたものも今後、検討していただきたいということです。

**○議長（古舘繁夫君）**　町長。

**○町長（土谷耕治君）**　組織機構もそうですし、職員の人事も多分そうだと思いますけれども、時代に合った形でより機能的な小さな経費で最大の効果が出るような組織機構、あるいは人事異動というのが必要だということが十分、承知しております。

そんな中で今回、住民活動グループをまちづくりグループとして組織、衣がえをしましたけれども、これは始まって半年というようなことでありますので、もうちょっとこの検証も必要だと思いますけれども、いずれにしろ議員おっしゃるように組織機構の見直しもそうですし、それから人事もそうですし、適材適所含めて、やはり普段からの見直し、検証、こういうものは当然、必要だと思いますので、引き続きそういった努力をしていかなければいけないと、ややもすると行政組織というのは肥大化して硬直化するという、そういう宿命的なものを持っているというような話もあるようでありますから、普段からのやはり見直しが必要だと思います。

時代時代に合った組織機構をつくっていくというのが、我々の役割だと思いますので、今までもそうやってきた経過がありますし、今後においてもそういう見直しをしていきたいと、その中で今回の御提案は真摯に受けとめてまいりたいと、そのように思います。

**○議長（古舘繁夫君）**　１１番橋本博之さん。

**○１１番（橋本博之君）**　今回の質問、以上にて終わるのですが、先ほどの耐震化の問題、これも町長、肝に銘じてわかっているということでございますので、早期に解決していただきたいと。

また、こうした組織機構の改革、民生部にかかわらず、ほかの面もたくさんあろうかと思います。

今回、町長の英断を持ってそれらの問題に対応してくれるということでございますので、きょうはこれで終わらせていただきます。

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で、１１番橋本博之さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

---

**◎散会宣告**

**○議長（古舘繁夫君）**　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は、散会します。

午後　４時５９分　散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員